

平成 30 年 12 月 17 日（月曜日）

第 4 回 松 島 町 議 会 定 例 会 会 議 録

（第 2 日 目）

平成30年第4回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1 番	杉 原 崇 君	2 番	櫻 井 靖 君
3 番	緑 山 市 朗 君	4 番	赤 間 幸 夫 君
5 番	高 橋 利 典 君	6 番	片 山 正 弘 君
7 番	澁 谷 秀 夫 君	8 番	今 野 章 君
9 番	太 齋 雅 一 君	10 番	後 藤 良 郎 君
11 番	菅 野 良 雄 君	12 番	高 橋 幸 彦 君
13 番	色 川 晴 夫 君	14 番	阿 部 幸 夫 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻 井 公 一 君
副 町 長	熊 谷 清 一 君
総 務 課 長	千 葉 繁 雄 君
財 務 課 長	佐 藤 進 君
企 画 調 整 課 長	佐々木 敏 正 君
町 民 福 祉 課 長	太 田 雄 君
健 康 長 寿 課 長	児 玉 藤 子 君
産 業 観 光 課 長	安 土 哲 君
建 設 課 長	赤 間 春 夫 君
会計管理者兼会計課長	鷹 平 義 弘 君
水 道 事 業 所 長	岩 渕 茂 樹 君
危 機 管 理 監	蜂 谷 文 也 君
子育て支援対策監	本 間 澄 江 君
総務課総務管理班長	櫻 井 和 也 君
教 育 長	内 海 俊 行 君
教 育 次 長	三 浦 敏 君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	千 葉 義 行	主	査	清 水 啓 貴
---------	---------	---	---	---------

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日 (月曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議員提案第 3 号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 〳 第 3 議案第 8 1 号 松島町条例の形式を左横書きにする条例の制定について
- 〳 第 4 議案第 8 2 号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 〳 第 5 議案第 8 3 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〳 第 6 議案第 8 4 号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〳 第 7 議案第 8 5 号 松島町自転車等駐車場条例の一部改正について
- 〳 第 8 議案第 8 6 号 指定管理者の指定について
- 〳 第 9 議案第 8 7 号 工事委託に関する協定の締結について
【仙石線高城町・手樽間第 2 磯崎踏切拡幅工事委託に関する協定】
- 〳 第 1 0 議案第 8 8 号 工事委託に関する変更協定の締結について
【町排水区雨水管渠増築工事】
- 〳 第 1 1 議案第 8 9 号 工事請負契約の締結について
【磯崎排水区雨水管渠築造工事】
- 〳 第 1 2 議案第 9 0 号 工事請負契約の締結について
【高城浜排水区雨水管渠築造工事】
- 〳 第 1 3 議案第 9 1 号 平成 3 0 年度松島町一般会計補正予算 (第 4 号) について

Ⅱ 第 14 議案第 92 号 平成 30 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
について

Ⅱ 第 15 議案第 93 号 平成 30 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につ
いて

Ⅱ 第 16 議案第 94 号 平成 30 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 2 号）につ
いて

Ⅱ 第 17 議案第 95 号 平成 30 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）に
ついて

Ⅱ 第 18 議案第 96 号 平成 30 年度松島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

Ⅱ 第 19 一般質問

追加日程第 1 議案第 82 号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部改正についての撤回について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、6番片山正弘議員、7番澁谷秀夫議員を指名します。

日程第2 議員提案第3号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、議員提案第3号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議員提案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議員提案第3号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第81号 松島町条例の形式を左横書きにする条例の制定について

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第81号松島町条例の形式を左横書きとする条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。13番色川晴

夫議員。

○13番（色川晴夫君） この条例制定なんですけれども、横書きにすると、来年の4月、例規集も来年4月に（「1月」の声あり）1月、それで、次回配布する例規集、4月の予定だということ聞いていますけれども、この横書きにする費用というのはどのぐらいかかるわけですか。全部横書きにして、費用というのは。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回、例規集をデジタル化するということで30年度の予算をとってしまして、その中に含まれていますので、横書きにするだけで幾らというわけではなくて、今年度に限って言えば54万円で計画していますので、その中に横書きにして例規集を印刷する分も含まれております。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今年度は54万円だと。続いて新年度予算になると、どのぐらい予算考えていますか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今年度はデータの構築が主ですので、来年度以降は政策支援システムや保守業務も入ってきますので、大体200万円から250万円ぐらいの間で一応想定しております。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） これはわからないんですけど、法律に基づいてこの横書きするというようなこと、国の法律ということになってこういうふうになったのかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 国、それから宮城県は今でも縦書きで国会に法案提出をして、官報も縦書きですが、宮城県内の自治体、大体6割はもう既に横書きになっていまして、松島町で言えば、昭和51年の3月の議会から横書きで提案はしてきたと。法律上横書きでなければならないという理由はありませんけれども、それ以前、縦書きで提案をして公表してきたものについては現在も縦書きのものが有効に現存しているということで、それ以降については、縦書きだったものを横書きで一部改正を行ってきたような経緯もありまして、混在している状況にありますので、あとは社会、広く一般的に横書きがもう主流になってきていますので、議会にも当然横書きで今も当然提案させていただいていますので、そういった事情で、今回

正式に整合性をとるということは条例制定が必要だということで、提案させていただきました。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって議案第81号松島町条例の形式を左横書きにする条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第82号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案82号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 後藤でございます。おはようございます。

提案説明の中で、教員の指導力不足、あるいはいじめ対策、不登校とかいろいろ説明いただきました。これは、必置の業務になるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 決められた仕事としてそのいじめ、学力向上、そういうのを含んでおります。以上でございます。

○10番（後藤良郎君） そうじゃなくて、必ず、必置されるべきものの職なんのでしょうか、この教育指導員は。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 教育専門員のほうは、必ず置かなくてはいけないということの決ま

りはございません。ただ、提案理由でも申し上げましたとおり、町のほうではそういうような学力の指導力不足とか、いじめ問題等も、不登校を含めていろいろ諸問題ございますので、その部分を含めて今後教育の部分を強化したいという部分で設置したいということで、今回提案させていただいた次第でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） うちの町の教育現場には、いろいろソーシャルワーカーとかいろいろ何かカウンセラーとかといろいろあるような気がするんですが、その辺の職務の部分で対応できないのかと、仮に設置するとすれば、この月額二十何万円ですよ、結構大きいので、1人だと思えるんですけども、その辺の人数も、考え方をお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） スクールソーシャルワーカー等、そういう専門の方を導入しまして、また、けやき教室等の設置もしておりまして、その部分で手厚い町のほうでのケアというものをやっております。ただ、その部分で上のほうに立ってちょっと指導のほうをしていただくものも必要ということで、ここの部分での設置を考えました。

また、今おっしゃられましたように月額22万円という部分につきましては、説明でも申し上げましたとおり、近隣のほうで大体20万円から24万円の価格で設定しているということで支給されております。

また、再雇用とかいろいろ教育の方の再任用の部分につきましても、大体22万円から23万円ぐらいでの推移しているということで、その辺の整合性をとりまして、本町での額を22万円という設定をしているところでございます。以上でございます。（「人数は1人」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 人数のほうは1人で予定をしております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。

私のほうからも質問させていただきます。

まず、今回、教育指導専門員を配置するということですが、第1点目として、勤務形態、まずお伺いしておきたいと思いますが、常勤、非常勤、あるいは月にどれくらいの頻度での勤務を描いておられるのか。期待する効果等も含めてご説明いただけたらと思いますけど。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 勤務形態につきましては、週5日を予定はしておりますが、非常勤ですので3日でも4日でもということでの内容になります。1日6時間ほどの勤務時間を想定しております。

また、この者を置いた成果といたしましては、先ほど来から説明していますとおり、学力とか不登校等の問題を解決していただきたいと思うところを主にやっていただきたいということを考えておりますが、実際、この者をずっと、永年というんですかね、長年ずっと置くという想定ではなくて、ある程度学力とか、不登校、今随分数がふえておりますので、その部分である程度の成果というものが見えたら、この設置につきましてもそのときに再度検討していきたいと思っているおるところでございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今、効果の部分お伺いして、いろいろと答えていただいたわけですが、松島町、いろいろと小中学校においてそういうことがあるんでしょう。いろいろとお話も伺っていますからですけども。それで、こういった教育指導専門員というのは、どこか教育委員会の中に席を設置されていて、常に教育長とか、学校教育課長さんとか、次長さんとかいろいろ相談相手とか、あるいは学校からの問い合わせ等に応じて対応する形で、その都度勤務をいただいて対応いただくという、その辺の細かなところのお話、ちょっと聞かせてもらえますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 専門員の席は、教育委員会内に席を設けまして、役場のほうに登庁していただきまして、そこで事務等をとっていただきます。また、学校のほうに直接、時間外に行く場合なんかは、もちろん直接行っていくというような想定もございますので、基本は役場のほうに来ていただいて、登庁、退庁していただくというような中身で勤務していただこうと思っております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 仮にですが、父兄等からどうしても相談したいんですがということで、その専門員の方にスケジュール調整をさせてもらって、役場のどこか相談室を設けてもらって、そういったところですか、そういうケースは生じるんですか。そういったことは想定にあるんですかね。ほかのソーシャルワーカーとかいろいろ、ほかとの関係もあるからちょっとお伺いするんですが、その辺はどのように描いていますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） スクールソーシャルワーカーとの、そこでまず窓口となっていて、まず参入していただいて、学校等との調整の中にその方がはいていただいて、まとめていただくような中身になるのかなと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 菅野です。

今、質疑を聞いていると、そのスクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラーとあるんだけど、ダブっているような感じするんですよ、非常に。仕事がダブっている。一方で、今答えたように、相談を受けたらそこで引き継いでまた専門員にというようなやり方ですみたいな話に聞こえたんですが、よくわからないのでお聞きしますが、これを提案は、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関するという条例の改正だよということですが、これは非常勤なんですかね、それとも任期付きの職員ということになるのか、特別職になるのかよくわからないんです。その辺はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 今回は非常勤特別職という位置づけで採用させていただこうと思っております。今ご質問のありました任期付きの職員ですね、こちらのほうも当初導入の際には検討いたしましたが、任期付きの非常勤の職員ですと一定の期間内に終了しなければならない業務が見込まれるとか、一定期間内に限りまして業務量が増加して、それを実施しなければいけないとか、さまざまな条件ございまして、今回導入します専門員につきましては、特段そんな一定期間という期間を設けなくて、目的としては先ほど言いましたような目的はございますけれども、定められた期間内にこのことをしなくてはならないということはないので、任期付きのほうの職員には該当しない、非常勤特別職のほうでの該当になるということでの判断で提案させていただきました。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 目的を定めなくて採用するんだよということなんだけど、何するのということになるので、目的は必要なんではないかなというふうに思います。非常勤の特別職ということですけど、そういう採用というのは、一般の採用というのはいろいろあったような気がするんですが、採用に関する条例とか何とかというのいろいろあるけど、教育委員会のこういう特別職の採用というのは何の規則とか何かに基づいて採用するのかなということがあれば、お聞きしたいです。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） この専門員につきましては、規則のほうは今月に教育委員会の定例会でございます。その席でこの専門員の規則のほうの案をお示ししまして、そこで承認されて、規則の制定ということでの流れに今のところなっております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） では、今から規則をつくるということなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 規則のほうはもうできておりまして、今月の教育委員会のほうにそれをお諮りするというような流れでございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） その規則を私に見せられないで、ここで報酬だけ22万円ですよということを言われても、これ町民の方々にどういうふうに説明していいかわからないし、どんな仕事で、さっき口頭では6時間とか、週5日間、1日6時間ということで説明を受けましたけど、こういうものを事前に決めているのであれば、配付してもらって、それを自分たちで判断してやるのが普通なのではないかなというふうに思いますが、その辺どうなんですか、今出せるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 今回制定予定の規則なんですけども、その中身は先ほど来ご説明していますとおり、設置の目的とかその部分を明記しておりまして、あとは職務内容ですね、先ほども申し上げました職務内容、あと任期、1年という任期ですけれども、その部分を主に作成しておりまして、特段その中には金額とか細かい部分はもちろん明記されていないような規則の内容となっております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ですから、議長、ですからそういうもの、規則が決まっているなら、規則出してもらって、我々見ればわかるんでしょう、それは、「なにっしや、かにっしや」って聞くことないので、それ出せるのかどうかというのちょっと聞いてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長、規則として出せますか。今。赤間教育課長答弁願います。

○教育課長（赤間隆之君） プリントアウトさせていただければ配付のほうは可能ですので、お示しさせていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 先ほどからの設置の規則出せるか、出せないかの２つに１つでしょうか、ちょっと議長のほうに暫時休憩をとっていただいて、案を出します。ちょっとお待ちください。

○議長（阿部幸夫君） ここで、暫時休憩といたします。それではよろしくお願いします。

午前１０時２０分 休 憩

午前１０時２５分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

ここで、傍聴の申し出がありますのでお知らせいたします。

磯崎地区の内海勝洋さんです。

ただいま配付されました資料について、赤間教育課長より説明させます。赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 今お配りしましたのが、松島町教育指導専門員設置規則の案でございます。設置目的につきましては、松島町の小中学校におけます教育の振興及び教育活動の円滑な推進並びに充実を図るため、松島町教育委員会に教育指導専門員を置くという内容でございます。

職務内容につきましては、主に４つありまして、教育課程及び学習指導、２点目につきましては教職員の研修、３番目につきましては、いじめ及び不登校の対策と、４番目に教育相談ということで、主なそこに職務のほう記載しております。

こちらの専門員につきましては、任期は１年ということでここに記載させていただいております。

服務等につきましては記載のとおりでございます。

こちらが、制定すれば４月１日からの施行ということで実施予定でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 資料の説明が終わりました。以上を含めまして菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今いただきました。

近隣市町でもとっくにつくっているところいっぱいあるんですね。これはまだ案の状態で、本来ならばこっちを先に設置して、それから報酬のほうの条例改正ということになるのではないかなと思うんですが、その辺はどうお考えなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 先ほどもちょっと説明で申し上げたとおり、教育委員の定例会のほうに、ちょっとこの部分まだお示ししていないということもございましたので、そこでお諮

りして、お認めいただければ制定という流れでさせていただこうと思っておりました。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） どうなんですかね、専門家の方々がまだ審査していないという中で、これが案ですよと、こういうものに応じて報酬ですよということになると、順序が逆ではないのかなというふうに感じます。例えば、職務のいじめ及び不登校対策なんていうのは、今スクールソーシャルワーカーでやっている仕事ではないのかなというふうに思いますが、もしこの専門員がこういう形で職務につくということになれば、このスクールソーシャルワーカーの人たちはどうなるのかなというふうに思いますし、教育相談というのはスクールカウンセラーの方々がやっているというふうに私は記憶しておるんですが、こういうダブった人たちはどうなるのかなという。教職員の研修だって改まってこの専門員がしなくても研修機関というのいっぱいあって、順序に研修しているんだろうなというふうに思いますけれども、とにかくわかりませんけれども、この案に基づいて議案を上程するということは、ちょっと順序が逆ではないかなというふうに思いますが、正式に考えて、町長手挙げてから、町長のほうのまず答えを聞いてみます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 教育委員会所管でありますけれども、これを提案するに当たっていろいろ審議させていただきました。平たく言えば、今、議員の皆様もわかるように、今ここに三浦次長さんがいらっしゃるわけですね、三浦次長さんの、ことしになってさまざまな面でここに書いてある以上のことを学校に行っているいろいろ相談だったり何だりして引っ張ってきていただいている。三浦教育次長が、実は契約では来年の3月までということであります。やはり三浦さんに来ていただいて、見ていて、今、まだまだ松島を指導的な立場で弱い部分を三浦さんにいろいろ補っていただいていると。やっぱりいなくなるとちょっとまだ困るなど、いろいろな問題が多々あるので、教育委員会の教育長のほうからもぜひ三浦さんにかわる方を、職員としてとなると報酬もあれなので、非常勤という形でも結構なのということでのご要望もあって、では三浦さんにかわる方をぜひまたお願いするようにしようかということで、きょう提案に至っているということであります。

それ以上のことであれば、今度は教育委員会のことになるので、教育長のほうから答弁させますけれども、一応、今菅野議員が聞いたのはどちらが先なのかということであれば、三浦さんのことも考えて、それにかわる方ということであります。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 教育委員会のほうからというから、何かあるのかなと思って。

それはわかりました。そういうことで三浦次長さんがいなくなるということですよということであれば、それほど大事な職務であるのならば、きちっとした正式に本来ならば採用すべきだと思うんですよ。臨時に雇って、じゃあ三浦次長のように仕事できるかということになってくると、ずっと正規の勤務、労働時間内で、体系でやっていたものを、今度はじゃあ5日間で、6時間で対応できますということに、それほどすばらしい人もいるんだろうと思いますけれども、その辺どうなるのかなという思いで聞いておりました。

ですから、それはそれで、そういう人材を探すのであれば、それは対応できるかなと思いますけれども、ただ、議会に上程の仕方としてどうなのかということで、今お聞きしているんです。本来ならばきちっとこういう、今資料として出していただいた設置規則というものをちゃんと正式に設置して、その上でこういう方を採用しますという提案の仕方、やってほしかったなという思いがしますけれども、その点についていかがなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 答弁を求めます。内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 今、菅野議員さんのほうからお話あったこと、不備があるとするならば、大変申しわけなかったと考えておりますけれども、とりあえず私の頭の中では教育委員さんの承認を得てからということで、それで通してきたことがございますので、その点についてもし不備があれば、大変申しわけなかったなと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 不備があるものを我々が議決するということは難しいと思うんですよ。私はですよ、ほかの人はどうかわかりませんが。ただ、この際、一旦これを取り下げて、きちっとこの設置規則をちゃんと教育委員会に認定してもらって、それから臨時議会でも開催していただいて、上程してもらえればいいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。急ぐのであればですよ。急ぐのであれば、臨時議会でも開いてと。4月1日に施行であれば3月の議会でも十分対応できるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今、お話の中で規則と条例の順番がというお話があったかと思います。今回、その中で、規則ちゃんとやってから条例に提案すべきじゃないかというお話がありました。執行部側としては、やっぱり条例が通らないのに規則を執行していいのかということも、考え方の1つにあるかと思います。やっぱり基本となるのは条例ですよ。条例がきち

んと議会の皆さんの承認を得て、それを受けて規則、本当は規則と条例一緒に提案できればいいんですけど、ただ、今回は条例を皆さんでこういうことで設けたいと。そして、設ける趣旨については、先ほど、今、お話したとおり、町長から申したとおりであります。それを受けて、今回、趣旨は条例に関する説明資料の中でいろいろこういう趣旨ですよと下のほうにも書いてあります。それを受けて規則のほうで対応したいというふうに考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） おっしゃることはわかりますけれど、条例の中に職務についてとか、採用、任期についてとか、服務規程とかって入っていないでしょう。入っていないもので金額だけで22万円ですって、ご了解いただきますって言われても、なかなか町民の方々に説明できないって、私らは言っているんです、こういう話は。けども、まだ専門員の設置規則がしっかり定まっていらないようなので、どうなるんですかねと言われたときに、金額だけ決まったんですって、決めたんですって言われたら、ちょっと叱られるんだと思いますので、言うことはわかりますけれども、正式な形で両方を併用して上程してもらえばいいのではないかなというふうに思いますけど、できないんですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今回、最初から質疑、答弁でちょっとかみ合わなかったところがあるのかなと聞いておりましたけれども、ただ、先週の金曜日、提案するときに、提案説明の中の条例に関する説明資料、この中で、こういった方々を置きたいと。そういった方の中にはどういう目的でやるんだということで一応ご説明申し上げて、説明資料は其中で説明していると。我々はそこで皆様方には説明をして、ご理解を賜ったものということで、きょう議案審査を受けているというふうにとっているんで、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私の捉え方ですけど、行政機関としてきちっとルールにのっとりた提案の仕方をしてほしいなと思うんです。それは、町長、教育長がそういう形でいいというのであれば、それはそれで、議長の判断で決とることになるんだと思いますけども、私はわかりました。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今、話聞いて、わかってきたかなというところもあるんですが、私もやっぱりスクールカウンセラーだとかソーシャルワーカーだとかいらっしゃって、何でまたこ

の専門員を置くのかなと。この専門員の立ち位置ってどこになるのかなと、こういう思いで非常に疑問を持っていました。教育委員会ですから教育長がいて、教育委員会があって、その下に教育委員会の事務局の皆さんがおられて、学校の学務関係の仕事をされると、こういうことになっているんだと思うんです。そのときに、この専門員の方は、いったいどの立ち位置なのか。三浦次長さんの立ち位置になるのか、今の話聞いていると。その辺がよくわからないんですよ。非常に組織上の矛盾を起こさないのかと、その立ち位置決めておかないと、そういう思いがあるんですが、その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 立ち位置というところのご質問だと思います。それは、設置の理由になるかと思うしますので、ちょっとお話をさせていただきます。

その前に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員がお仕事が交錯するんじゃないかというお話をいただきましたので、ちょっとだけ述べさせていただきます。

スクールカウンセラーというのは、学校内で子供たち、あるいは先生方、あるいは保護者の心の相談についてやります。学校から出ません。スクールソーシャルワーカーについては、心の相談ですが、重篤なというか、重い症状の方について外に、家庭まで入っていったお話を聞くことができます。教育相談についても、例えば教育委員会に来て、実はこういうことで困っているんですということでお話があります。私の頭の中では、この3者はきれいに区分されているんですが、教育相談の中には、今回設置する中には、勉強の仕方どうするんだろうということがあったりします。そういう場合にはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーでも構いませんけれども、新たに設置する相談員という方に広く聞いてもらって、こういうアドバイスがいいんじゃないかと。それで、元教員を想定しております。

理由としては、現在、松島の教育課題を考えてみますと、重大ないじめはないものの、不登校児童・生徒の増加や学力の伸び悩みが問題になっているのではないかなと、私自身捉えています。

それから、平成32年度を境に、新学習指導要領が完全実施となります。外国語活動や道徳の教科化、さらにはプログラミング教育という新しい名称の学習のあり方などが実施されてきます。教師にとっては、これは物すごく高いレベルの指導力が求められていきます。そのために、事務の総括を除いた、つまり相談員に事務系をさせないで、学校教育だけに特化した教育指導専門員の設置をすることによって、先ほどお話しした課題や教育の変化に向けて

積極的に対応してまいりたいと思っております。

さらには、教員の研修の実施や校内研究に対するアドバイス、今まで以上に教育委員会に
いるのではなくて、出向いて学校の校内研究、授業のあり方とかにアドバイスをしてもらうと
いうようなことで考えております。

私としては小学校4校、中学校1校が同じ歩調でレベルアップを考えておりますので、この
相談員の方については、そのような形で松島全体を見ていただくと。そして、小中のつなが
りを考えて指導していただきたいと思っております。

教育指導専門員につきましては、次に来る方ということで、教育に造詣が深い、豊かな見識
を有している、大所高所から指導できる元教員を充てたいと考えております。

これは、三浦次長ここにいるので否定しているつもりではございませんが、別な教員も事務
系をしない、事務系というのは書類の整理をしないと解釈してください、そういうことを除
いたそういう方を考えております。

それから、具体的には授業力、さっき言いました生徒指導力、発達障害に関する子供の勉強、
学校経営のあり方についてアドバイスしたりというような方を私としては考えております。

次に来る方がもしそういう方でなければ、私の責任ということになりますが、そういう方を
できるだけ選んでいきなないと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でござ
います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今の話聞いていると、本当に教育委員会で持っている問題を全て抱え込
んで、もうやってしまうような形に聞こえてしまうわけね。じゃあ教育委員会って何なのと
いうことに、私、逆に言うとなるのかなと。思ったんですよ、私、この教育指導専門員って、
教育委員会でどんなふうに議論されてきたのかなと思って、ホームページから議事録見させ
ていただきました。9月28日だったかな、の教育委員会の会議がありましたけど、そのと
ころは、9月議会の質問内容を踏まえたいろいろやりとりがされておりましたけれども、こ
の問題は1個も入っていないんですよ。10月、11月にどういう議論をされたのかというの
は、まだ議事録というか会議録出ていけませんのでわかりませんでしたけれども、今のお話で
すと、規則についてもこれから認めていただくんだと、こういうお話なので、教育委員会
自体の中でこの議論がされてはいないんじゃないのかと、こういう気がするんです。まさに
教育委員会の下にある事務部局ですよ。教育長という部門の、それ事務部局だけの話で終
わっているんじゃないのかと。本来であれば、教育委員会の中でこの問題をどうするんだと、

こういう問題解決するためにこういう指導員を置かなくてはいけないんじゃないかと、こういう議論が本来先にあるべきなんではないかなという気がするんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） 今のご質問ですけれども、教育委員会の定例会、前月の定例会において今回の定例の議会に提出する今回の条例改正について上げていいかどうかの議論をさせていただいて、議題として提出をしております。委員4名と教育長の中で議論をしていただいて、可決をしていただいたと。それで、今般、条例の審議をしていただくということにしております。

先ほどの規則についても、これ、教育長の専決事項になりませんので、教育委員会の議決を経てということになりますので、そのような手順を踏んだということになります。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 教育委員会で先月そういう議題で議論をされたということなんですが、議論の特徴といいますか、その辺について何かありましたら教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） 今回、赤間課長のほうから説明申し上げた、どのような職務内容、あるいはどういった立場、あるいは勤務時間、あるいは報酬等について、同じように同様に説明をしてご理解をいただいたということでございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 特に委員のほうからは質問等はなかったということですか。はい、わかりました。

それで、もう1つお聞きしたいのは、今回の非常勤特別職関係の条例一部改正ということで、専門指導員を置きますよと。月額で22万円と、こういう額になっているわけですが、実際上はここの答弁で1人置きますよと、こういう答弁ですけれども、この規則を見ても何人置くということは1つもないわけですね。ですから、例えば、小学校単位で専門員を置くことも可能だし、さらに中学校は中学校で置きますという、こういうことも考えられるのかなと。こういうことで、その辺の考え方ですね、せめて規則の中で何人以内ですよとか、そういう考え方は1つ必要なんではないのかなという気がいたしますし、それから、月22万円だということなんですが、先ほどの答弁だと週5日6時間と、こういう範囲の中でやりますと。ただ、週5日という考え方だけど非常勤だから3日でもいいんじゃないかと、こういう答弁が

ありました。基本的には5日勤務をするということになっていくんだろうとは思いますが、そこを決めているものが何もないんですね、これ見ますとね。そうしますと、どうなんでしょうかね、月額で22万円という決め方が果たして正しいんだろうかと。1日1万円でもいいんじゃないかと、こういうような、私は思いもするんですが、その辺はどうなんでしょうね。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） この月額22万円につきましては、先ほど来から説明させていただいていますとおり、近隣の自治体のを参考にさせていただいたこと、また、町の再任用、また、退職校長級のその後の再任用の額を参考に、近似値をとって22万円ということにさせていただいております。最初、月額か日額かという協議も内部のほうではさせていただきました。その際に、実際勤務が5日と私申し上げましたけれども、3日から5日程度の範囲内で非常勤として働いていただくというような内容になっております。その中で、先ほど言ったように、目的がある程度の達成されるということでの職責の重さですかね、そういう部分を含めますと、やはりどうしても余り安価でもどうでしょうという内容の内部協議もございまして、22万円ということでの制定をさせていただいたというような中身ですので、この22万円は内部協議の中では妥当な価格ということで設定させていただきました。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それは妥当な額だというのはさっきから強調されてたんです。私聞いたのは、今答弁にあったように、3日でもいいということになるわけでしょう。本当に3日しか来ないということになると、12日間でしょう、大体、月でいうと。それで22万円ですよ。物すごい金額の報酬になるわけですよ。だから、そのところをきちんと決めておいたほうがいいんじゃないかと。規則の中で1人置くのか、2人置くのか、3人以内なのか、そういうことをきちんと決めるべきだと思うし、あるいは月額で22万円というのであれば、基本的には週5日出てきてもらうんですよという考え方を示しておかないと、私はちょっとこの報酬には納得できないなと、そういう思いがあるんです。その今出していただいた規則の中にはそのこと自体もないわけでしょう、今私質問している中身もね。そういう点もう少し整理されて、この議案の提案というものがされるべきなんではないのかなと。先ほど多分菅野議員もそういった趣旨も踏まえて、この提案の順序が逆なのではないかと、こういうことを申し上げているのではないかなというふうに私は思います。そういう点でもう少し親切な提案の仕方といいますか、説明の仕方というものがあっていいのではないかなという気がするんですが、いかがなんでしょうね。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは教育委員会と調整しているわけではないんだけど、この月額22万円については私も了解しているので、その考え方については、課長が3日とか言いまして、私には5日ということで聞いてやるということになっている。Aさんという方に決めたときに、そのAさんが例えば1日1万円だよという報酬でいくのと、月額22万円ということで決めていくのと、決めた中で月額のほうで決めた中で、どのぐらい今度は彼がそういった中での活動をやるのかと。要するに、決められた時間内以上のことを、月額で結ぶと私はやるのではないかと、行うことができるのではないかなと思うんですね。それを1日タイムカード押して、はかったようにやるようなことにはならないと思うんですよ。だから、そういったものに関してはやっぱり職員が退職されて再任用になったように、そういうような規則の中できちっと活動してもらおうと、そして成果を上げてもらう、そういう考え方だと思うんです。ですから、1日、お医者さんの、例えば我々の市議会に出たときに1万円ですよとか、そういった考え方じゃなくて、やっぱりきちっとした月幾らで、年間どのぐらいの費用で、あなたは再任用として1年間どうでしょうかと。再任用という言葉使われていないので、指導員という少し格を持った形で考えたわけであります。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私は別に月額が悪いとは言っていないんです、考え方としてそういう考え方もあるだろうと。ただ、その月額にするにしても、答弁の中で3日ぐらいでもいいような答弁がある中で、それはまずいでしょうと。やっぱり月額22万円というものに対して働きをちゃんと確保するというか、担保する、そういうものをこの規則の中につくっておくべきじゃないかという話をさせていただいているんです。そこがないと、何も書いてないわけですから、何人置いてもいいんですよ、これ。1人とも書いてないんです。2人以内でもないし、3人以内でもない。何人置いてもいいことになっているんですよ。そういう状態でこの条例改正認められるのかなと、私はそういう思いで、せめてこの規則の中で何人以内にしますよとか、あるいは週4日以上は働いていただきますよとか、それぞれ体調の問題があったりするから、個人個人でね、それは休んだり何だりというのは当然出てくるとは思いますけれども、そういうところをきちんと担保する中身がなかったら、私たちは白紙で何か全部委任するような話になるでしょう。それは私はないと思いますね。いかがでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 答弁を願います。（「休憩」の声あり）

ここで休憩したいと思います。再開を11時10分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

答弁を求めます。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 先ほどまで大変皆さんからいろんなご意見いただきましてありがとうございました。そういう中で、先ほどお時間をいただきまして教育委員会初め条例の提案、執行部でありますけれども、いろいろ協議をさせていただきました。そういう中で、結論から申し上げますと、1回取り下げをさせていただきたい。そして、皆さんからいただいたご意見を踏まえていろいろ再提出をさせていただきたい。なお、今月の21日に教育委員会のほうの会議があるということもありますので、そこでまた先ほどいただいたいろいろな意見をまた踏まえまして、調整をさせていただいて、そういう形でさせていただきたいということで、今回は取り下げという形でさせていただきたいということでもあります。どうも申しわけございませんでした。

○議長（阿部幸夫君） ただいま答弁にありましたように、日程第4、議案第82号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、取り下げという形で進めたいと思います。

ここで、議事運営上、暫時休憩といたします。再開は追って連絡いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

12月17日付で町長から提出されました議案第82号について、ただいま撤回したい旨の申し出がありました。

議案第82号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例については、撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

議案第82号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例については、撤回の件を日程に追加し、追加日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることを決定をいたしました。

追加日程第 1 議案第 8 2 号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての撤回について

○議長（阿部幸夫君） 追加日程第 1、議案第 82 号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について撤回の件を議題といたします。

櫻井町長から撤回の理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第 82 号につきまして、教育指導専門員に係る勤務形態等に不備があったと判断いたし、議案を撤回いたしたくお願いする次第であります。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。

ただいま議案第 82 号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

議案第 82 号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例について撤回の件については、これを許可することに決定をいたしました。

日程第 5 議案第 8 3 号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第 5、議案第 83 号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第 83 号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって議案第83号職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第84号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第84号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって議案第84号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第85号 松島町自転車等駐車場条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第85号松島町自転車等駐車場条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって議案第85号松島町自転車等駐車場条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第86号 指定管理者の指定について

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第86号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番櫻井靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 今回の指定管理というふうなことでございますけれども、指定管理者第1候補の虹の架け橋の審査結果の採点なんですけど、これが70%に達していないというふうな点数なんですけれども、これで十分な点数だったのでしょうか。

また、各評価点で、その最低基準なるものが多分あると思うんですけど、それに引っかかるような点数はなかったのでしょうか。

そこら辺は答えたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） お答えします。

2ページのほうに評価方法ということで、イの選定基準というものがございます。ここで各委員の点数を申請団体ごとに集計し、合計点数が最も高い申請団体を第1候補とすることとした。ただし、2,400点満点、これは委員1人当たり200点の計算になるんですけども、これの6割である1,440点を最低基準と設定し、その基準を上回ることを選定条件としたということで、ここに書いていますとおり、あくまでも6割以上達しているということでの判断をさせていただきました。

また、5ページのほうで審査基準及び採点表ということで一覧を載せているわけでございますが、この中での中身で評価点数を下回るものがなかったのかというようなご質問なんですけれども、あくまでもその合計点数を基準としておりましたので、一部が、例えば評価に下回るとかというのは、特にそういった点での評価、採点方法はしておりませんでした。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） やっぱ、ある程度最低基準が満たされていないとなかなかそういうふ

うなのは難しいのかなと。70点平均ですとやっぱり満たない部分というのが若干出てきても、あるのではないかなということで質問させていただいたんですけど、それに対して改善点とかという部分で指摘事項としてはそちらの業者のほうには言っているのでしょうか。指摘事項としてこれを改善してくださいというふうな部分というのは言っているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 業者さんのほうからはそういった質問とか云々というのはございませんでした。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） じゃなくて、こちらのほうから、ここら辺が低いので、ここら辺をもう少し力を入れて行ってくださいというふうなこととかという部分というのはなかったのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 最初の答弁のとおり、あくまでも6割以上達しておりますので、7割云々の考え方というのは現在のところございません。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） やっぱり、最低限というふうな部分で、何かしら欠けている部分というのがあれば、そちらのほうの指導をしっかりとこれからやっていっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、今回英語指導というふうなことで、主な提案事項というふうなことで、町との事業の連携というふうなところで英語指導というふうなことも掲げているみたいですが、何かこの事業者は英語に特化する何かそういうふうなものを持っている業者だったのでしょうか。そこら辺はどうだったのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） この業者さんにつきまして、グループ法人ということで、保育の専門学校、あと運営としまして幼稚園、それから保育所というふうに経営をなさっております。また、今回の虹の架け橋については、児童館のほうを富谷市のほうで業務委託を受けているということで、特に英語に特化したという分野はないものと見ております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） このような概要というふうなことで載っているということであれば、何かしらそういうふうなのがあったのかなと思いますので、何かこれが言葉だけで終わってし

まわないように、ちゃんとこれからも注視していただければと思います。ぜひ、こういうふうな理想を持ってこの業者さんは参入してきたということでございますので、そちらのほうをきちんと、このところとは話が違うんじゃないかというふうな部分があれば、ぜひご指摘をしていただいて、指導を今後していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番です。私のほうからも質問させていただきます。

議案書4ページに掲げてありますが、職員体制の部分、まず第1点目としてお尋ねしておきます。

現在の職員の皆さんが4月1日以降、どのようになっていくのかなというところ、若干心配するとか、どういうふうに進んでいくのかなというところを考えますので、その辺の取り扱いをちょっとご説明いただけますか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 現行の職員さんについては、町のほうからは業者さんのほうに継続して採用してくださいということではお願いをしております。また、業者さんのほうも松島でのこういった運営というのが初めてなものですから、やはり今までお勤めになっていた従業員の方を継続して採用していきたいというような考えは持っているようです。

なお、これについては、今後、議決後に業者さんが現行の職員さんに対して面談を行いますので、あくまでもそういったルールにのっとって採用するというような考えでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） この4ページを見ますと、現在の職員数が17で、将来指定管理者となった暁の職員数予定が15名ということで、その違いを見比べた場合に、上から2段目、館長の次にあります児童館職員1名分と、その他職員（半日）の分の1名分というふうな違いが見て取れるわけですが、それとあわせまして（4）の4年間にわたる指定管理料の提示額と見比べして、さらに6ページのほうの指定管理用算出比較表ということで、実績の分と想定される指定管理料の比較のほうしてみても、おおむね業務内容が人件費相当に係る分ですから、そういった内容なんでしょうけれども、町が今後指定管理を導入していく上での最大のメリットというんですかね、期待するところというのはどのように描かれているんですかね。その辺まず伺いしておきたいなと思いますが。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 今回の指定管理者制度を導入する目的という点でございますが、施設の管理に民間事業者の専門的な知識や技術を活用することで、利用者に対するサービスの向上や施設の有効利用が期待できると。児童館におきましては、イベントや行事のさらなる充実や施設の雰囲気づくり、それから、留守家庭、児童学級においては、多種多様な行事を行うことなど、学級運営のさらなる充実、町事業への積極的な参加など、利用者のニーズに合った事業を民間業者の発想を取り入れ実施することにより、町の子育て支援施策の充実に大きく寄与するものと考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） あらかじめ想定された基本答弁を描いてお話されたのかなと思いましたが、町民福祉課長の真意たるところのお気持ちを聞かされたら納得するところでしたけれども、今の話も聞かせてもらいながら、オープンしてからあらまし丸々4年たっていますよね。そういった中であって、やはり指定管理者の指定をした施設に移行したほうがいいなという部分ですね、ここはやっぱり強調しておきたいなというところありましたら伺いして、私の質問いたします。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 強調したい点ということなんですけれども、4年間町直営で児童館のほうを運営してまいりました。ある程度の、一定の児童館の運営について利用者さんのほうからも評価されているものと認識はしております。

そして、今回の指定管理移行の話については、施設もまだ4年たっているということで、まだ新しいものですし、一番お話したいことは、民間でできるものについては民間で、そして今回児童館等の業務の中で、一部町のほうで今後も事業展開していくものがあります。それは、個人情報に特化した相談業務ということで、例えば、児童虐待とか、それから、発達支援の子供たちの遊びに関することとか、そういった面は町のほうで運営していくと。そして、その辺の町でやるべきもの、それから民間でやるべきものということのすみ分けを今回児童館のこの指定管理の事業を通して行ったということでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑を受けます。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 申請団体2団体とも最低基準を満たしているということで、もう一方の申請団体の点数は幾らでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君）　今回は、もう一方の次点の候補者については、点数については記載はしておりませんでした。これにつきましては、点数差については100点以内なんですけれども、今後の次点候補者の事業活動もございますので、具体的な数字の掲載については今回はしていなかったというようなことをございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君）　後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君）　それで、5 ページに採点表がありますが、その1 社、虹のさんですか、その部分の詳細な内訳みたいなのは出ないんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君）　今回は合計点数ということでの表記、今までも指定管理に係る点数については、内訳までは明記しなかったルールがございましたので、それにのっって合計点数だけというような記載にさせていただいたところでは。

○議長（阿部幸夫君）　後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君）　課長の課内というか、庁内ではそれ、中身の点数はおさえて、当然あるわけですね。

○議長（阿部幸夫君）　答弁願います。太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君）　もちろん詳細な点数についてはおさえております。以上です。

○議長（阿部幸夫君）　他に質疑ございませんか。13 番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君）　4 ページの、質問重複すると思うんですけども、この職員数17名から15名になると。そして、6 ページの指定管理料の算出の比較、これ見ると、人件費ですね、2 人減るということで380万円、町でやっているよりも安く見積もり出されているということでもありますよね。それで、この児童教育の充実を図り、いろんなイベントとか何かということでの充実を図る、そういうことで指定管理出すわけですけども、この人件費を減らして、民間だからできないことはないかもしれませんが、今のこの2 人減らしたことによって、今の教育状況の内容が支障を来すことはないんでしょうかね。これ非常に心配でありますので、その辺はどのようにお考えになって、特に職員、2 人が1 人になりますよね、どういった方が減るという、どういう仕事の内容が減るのか教えてください。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君）　お答えいたします。

今、色川議員さんお話になったとおり、児童館の人数についてなんですけれども、児童館の職員1 名と、その他、こちらのほうは半日になるんですけども、これが1 人ずつ減る計算

になっております。その理由につきましては、児童厚生員、1日勤務することを想定すること、つまり、今まで半日勤務だったものが1日勤務になるということと、あと、前段ちょっとお話し上げたんですけれども、一部の業務を町で行うと。つまり、ちょっと困難な相談ケースとかになるんですけれども、そういったものを町の事業としてやっていくということがありますもんですから、今までその他職員、これは半日というのが1名になってくると。そして、その指定管理料とこの人数を減らしたことによって子供たちのそういった教育ができるのかというようなご質問なんですけれども、こちらについては十分できるものと認識しております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 十分できるものと判断してるからこれ出すんでしょう、受けたんでしょう、会社もね。そういう中で、職員のやっぱり負担がふえてくると思うんですよ。今、発達障害とか何かという言葉も出ましたんですけど、いろんな子供さんいらっしゃる、そういう中で職員が減ることになれば、やっぱり負担がふえるということになると思います。それは、民間でいろんなところやっておりますから、その辺の対応をしながらこの面積だったら、この人数だったら、松島はこれで十分だと、失礼しました、これでできるということの査定でこうやって出したと思うんですけれどもね、やはりちょっと心配な部分が出てくると思うんですよ。それで、人件費なんですけれども、この金額の中に臨時職員の方、正職は今度1人しかいなくなるわけですね、正職はね。あと全部、わからないですけど、賃金の中に何人の方が正職になっているのか。それで、今、臨時的に入っている職員さんの皆さんが時給が現状なのか、減るのか、ふえるのか、その辺も非常にわからないわけです、これだけでは。そういう中で、またもう1つ、多種多様なイベントをするということになっております。ちょっとお聞きするところによると、今松島町でイベントするとき、この児童館でイベントするとき、人手足りないもんだから、松島町のほうの職員さんにもお手伝いしていただくと、そういうことを伺っております。毎回じゃないと思いますよ。そういう中で、今度町から離れるということになりますと、グループでやっていますから人数のやりくりはできるかなと思いますけれども、そういう中で多種多様なイベントとか、そういう充実とか、そういうものは可能なんだろうかな。できるということなんだろうかな。聞きます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） まず、指定管理料の考え方なんですけれども、これまでは、ことしは平成30年度なんですけれども、直営ということで正職員と臨時職員で児童館等の運営

をやってきたわけですがけれども、指定管理に移行後は、全て業者さんの従業員で運営のほうを行っていくというようなことでございます。

また、賃金については、こちらのほうからお願いをして、この指定管理料の算出に当たり計算もしているわけですがけれども、現状よりは下げない形、そして、例えば2年後、3年後に賃金のほう、宮城県、全国でも最低賃金というのがありますので、この辺はローリングしていただくと、アップしていただくというようなことで。

それから、今現在、イベントとか行事については、もちろん町の職員もいろいろ行事、イベントに参加するわけです。土曜日に児童館主催でクリスマス会を実施しました。私はサンタクロースをやって、今まで子供さんに触られたことがないくらいいっぱい触られました。それだけこっち、やっている側も楽しいですし、子供さんたちも楽しいのかなと。そして、その中でイベントの中で、松島高校さんのブラスバンドが参加して演奏を行いました。それから、ボランティアとして松高のボランティア部の皆さんがイベント最中にお手伝いをしてくれました。そして、今度、この業者さんが入ることによって、もちろん町の職員もそうですし、今までどおり松島高校の生徒さんもさることながら、例えば、グループ法人の曾根学園さんが運営している保育士の専門学校の学生さんであったり、あるいはヘルプで今富谷市のほうで児童館3カ所ほどやっているもんですから、そういった方たちもボランティアで参加することができるのではないかと期待しているところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そのようにしてもらわないと困るわけですね。やっぱり今までよりも民間だから、やっぱりもっと期待しなければならない。もっと充実しなければならない。でなかったら民間委託することないんだから。そういうことで、ちゃんと期待をして見守っていききたいと。

それから、職員に対する今後、何か課長答弁ではこれから説明すると、職員に対してはね。そういうニュアンスでお話聞きましたんですけれど、職員さんの皆さんも民間委託になったらやはりどうなるのかなと、自分はどうなる、今後面接をしていくと、こういうふうにおっしゃいました。それいつごろ、どういった、やっぱり民間だから面接をちゃんとしながら、役場もそうですよ、ちょっと厳しいこと聞かれるかも、どうかわかりませんが、いつごろ説明をなさることになりますか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） ただいま休憩の時間、ほかにもありますので、ここで昼食休憩に入りました。

いと思います。

再開を13時といたします。

午前 1 1 時 5 9 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

色川晴夫議員の質疑が終わっておりますので、答弁からお願いします。太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 業者側の採用面接の時期なんですけれども、あくまでも議決後ということで、業者さんのほうは正月明けを考えているということで伺っておりました。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。11 番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） まず、申請者が2団体だけだったというのは、もう少し多くてもいいのかなという気がしますが、なぜこの2団体だけということになるのか、町としてはどういう考えお持ちですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 今回の指定管理者の募集に関しては、ホームページのほうで募集の公告をさせていただきました。結果として申請は2団体だったんですけれども、事前の説明会には3団体来たと。複数社の説明会参加、それから2社の申請ということで、それが多いのか、少ないのかというのはなかなかちょっと答えは出しづらいのかなと、このように考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 素人の考えなんだけど、こういう時代だからもっとそういう会社なり団体なりがあるんだろうなと思うのね。ほかの市町村はよくわからないんですけど、松島町で何でそういうものを募集かけたときに2社とか3社というふうに少なくなっていくんだろうなと。何か松島にそういうものに対するメリットというか魅力がないのかなという感じがするんだけど、課長から言わせればよくわからないということになれば、まあわからないんだろうと思うけれども、これ以上のこと聞いたってね。町長はどんなふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） きょうは余りこうエラー的な発言できないなと思っているんだけど、ただ、松島町は全体的に今までよそから来る人、何ていうんですかね、こういう教育だけじゃなくて、全体的に見て、毛嫌いするようなところがあったのではないのかなという、感

想ですよ、これは私の。ただ、そういったことで、松島で今度はこういったことで、指定管理で公募してきたということでありますから、これからは少し外に目を向けて、いろんな方々が参入しやすいような状況を町としても教育だけじゃなくて、さまざまな面でつくっていかねばならない、そういうふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） やっぱり松島という自治体というものをもっともっとアピールしていただければ、そういうような応募者も多くなるのかなというふうに思います。

それから、この選定に当たって、選定委員決まっておりますので、仕方ないんだと思いますけれども、こういうものはやっぱり預かる子供さんの親とか、現状働いている人の考え方とか、そういうものも入れて選定していただければ、もっとまた違った選定の仕方もあるかもしれません。それは制度的に今回はできなかったということでもありますので、それはそれで理解しますけれども。

それで、まずこの児童館、初めて指定管理という制度に移るわけですが、近年の指定管理者制度というのはほとんど5年なんですよね。その5年というのは、自分にすれば相当長いなという感じがします。今回この制度議決されたとして5年間という、次の議会の構成員が変わっていることになります。職員の方々も5年後に退職している方もいるかもしれません。関係した職員もそうなるかもしれません。そうすると5年というのは長いなというふうに思います。ましてや初めてのことで、せめて2年ぐらいでやってもいいのではないかと。そして、2年後にしっかり費用対効果とか、サービスの充実とかというのを検証して、それからまた3年とか5年とかとしてもいいのではないかと。最初から5年ではどうなんだろうというふうに思います。多分、答弁では指定管理者制度になれば毎月報告受けますし、毎年度報告受けますので、その都度協議しながらいい方向に追っていくということになるんだと思いますけれども、決して5年でなくてもできるなというふうに思うんですが、なぜこの最初から5年ということにしたのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 幸いにも5年後は私はまだ在職中なので、しっかりご意見のほうは記憶にとどめておきたいと思います。

指定管理のその5年の考え方なんですけれども、業務内容に一定の専門性や継続性が認められ、人材の育成及び確保に一定の時間を要するため5年としたものでございます。なお、町で定める基本方針あるわけですが、これは主に建物施設の維持管理業務が主たる業務

の施設であれば5年以内とか、業務内容に一定の専門性、継続性が認められ、人材の育成及び確保に一定の期間を要する施設を7年とかというような定めはございますが、今回はその両方に該当しており、今回初めての指定管理ということもありまして、指定期間を5年とさせていただきますものです。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今答えてもらったように、5年であろうと、2年であろうと同じなんですよ、目的はね。けども、その5年後に評価するのと、2年後に評価するのでは違ってくると思うんです。やっぱり不備なところは改善しなければならないし、費用対効果として思ったように効果が上がっていなければそれは改善しなければならないということもあるし、サービスの充実も、水準も、今やっているものと本当に指定管理者としてよくなったのか、悪くなったのかということだね、それは5年後の評価と2年後の評価と違うと思うんですよ。けども、1年ごとにやっていますと言われれば、ああそうなんですかということになりますけれども、ただ、その1年ごととか2年ごとの評価というのは我々議会に何も伝わらないということになっていますよね、今の制度の中で。毎月の報告受けました、議会にはこういうふうにして報告しますという、そういう制度にはなっていないので、議会は何も把握できないわけ。だから、できるなら2年後にそういうような2年の指定管理者にするとか、その後の評価をして議会に出していただいて、議会も一緒になって評価するというような形にしたほうがいいのではないかと私は思いますので、今課長に答えてもらったように、答えのとおりにやるのが指定管理者の制度だから、当たり前のことだと思うんです。だから、何でその5年に区切ってしまうのかなというところで、私が思いますので、そのことを聞いているわけです。じゃあ5年と2年の評価の違いというのはやっぱり同じ答えになるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 我々もセクションの異動の際、1年目についてはよくその事業について研究し、2年目については理解し3年目以降に花咲かせるというような感じでやっているわけでございますが、これもまた類似するわけではございませんが、やはりその複数年、ある程度実態がわかって、後半はよりより児童館運営にさせていただくという考えからすれば5年、2年ではちょっと短いのではないかなというようなことでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） まあ2年ではつぼみのままだという答弁なのかな。花が咲かないかはよくわからないですけど、ただ、5年となれば、それは指定されたほうは非常にメリットがある

と思います、いろんな面でね。例えば、利益が少なくても2年よりは3年、3年よりは5年のほうが相対的には利益上がるわけですから、そういう面とか手続きとか、いろんな面で便利なのかもしれません。それから、管理した場合の仕事の内容とか、子供の扱い方、それは便利なのかもしれませんけれども、しかし、2年だってできないことはないと思いますので、そういう形でやってほしいなということを申し上げておきたいと思いますし、あとは1年過ぎたときの制度の評価、効果、そういうものを議会に知らせるような制度をつくっていただきたいなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今ずっと質疑を聞いていまして思ったのは、1つは、課長の答弁の中で、民間でできるものは民間でと、そういうお話があつて、この児童館の運営と、それから留守家庭児童学級の運営、これは民間でできるものだと、こういう解釈でそうなったのかなと思って聞いていたんですが、民間でできないものってあるんでしょうかね。ほとんどのことは民間でもう今やってしまうのではないかと思うのね。町長は選挙で選ばれる人ですから、これは確かに町長のかわりは民間で簡単にはやれないと思いますけれども、その他の業務はほとんど民間に任せれば私はできるんだろうと思うんですよ。なぜ、じゃあ行政が仕事をするのかということもあるわけですよ。それはやっぱり住民の福祉の向上だと、これは地方自治法の中でね、そういう位置づけをされてやっているわけで、住民の福祉の向上をどう高めていくのかと、この作業を担うのが行政の大きな仕事なわけで、民間でできるから民間に任せればいいという話ではないのではないかと私は思うんですが、そういう点でこの松島町の将来を担う大事な子供たちを育てていくこの一定の時期、この子育ての問題について松島町がどのようにかわれるのかというのが今回の児童館の指定管理制度にかかわっているのではないかなと思うんです。必ずしも私、指定管理制度は否定はしませんけれども、やはり公の責任として、本当に責任が果たせるんだろうかという疑問が残るんですが、まずその辺についてどんなふうに考えておられるのか。民間でできるものは民間でなんていうことを言ったら、ほとんどのことはできますからね。やっぱり行政がしっかりとその責任を果たすためにどんな役割を果たそうとしているのか、その辺含めてまず最初にお聞きをしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、民間でできることは世の中に何でもあるのではないかと、私もほぼそうだと思います。それで、今回の指定管理、基本的な考え方は、民間でできるもの、

まあ民間でみなできる、それからやっぱりサービスという面、そういう面では町がすべきこととみたいところ、こういうところを今回の指定管理ではちょっと分けさせていただいて、民間でできるというか、民間でより以上に充実し、または工場できるのではないかといいところは民間にちょっとお願いをし、また、行政として逆に携わっていかねばいけない、そういうところは行政で携わっていくべきということで、ちょっと細分化というのではないですね、大別したような感じというような形で今回考えていました。

この指定管理、さっき5年とかいろいろお話ありましたけれども、やっぱり指定管理、民間でできること、民間のほうが充実、向上ができるもの等々はやっぱりそういうものは活用していきたい。ただ、行政としてしなければいけないものは行政としてきちっとやらなければならない。そういう基本的な考え方で今回の指定管理はちょっと考えさせていただきました。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 答弁にいちいち反論はしないんですが、したくないんですが、今回、特定非営利活動法人虹の架け橋と、ここに指定管理を任せようと、こういうことで調べてみたら、ずっと、随分昔から仙台でお裁縫の学校ですかね、そういうことをやっているところからスタートした学校のようなですね。実際にじゃあこういった保育関係ですか、こういうところにいつごろから実際のかかわりとして持ってきているかという、つい最近なんですよ。そして、実際には平成29年の4月から小規模保育事業みのり保育園開園をしたと。それ以前は保育士を育てる専門学校ですか、こういう学校にはなっているようだけれども。そして平成30年の4月から虹の架け橋が富谷の小学校、それから東向陽台の小学校、明石台の小学校の3つの場所で児童クラブを運営していると、こういうことなんですよ。だから、本当にこの経験があるのかというと、この学童保育だとかこういうことの経験値というのは非常に浅いやっぱ私は組織なんではないかと、こういうふうに思うんです。民間に移すことが可能になれば、公でやるよりも運営の内容が向上できるんじゃないかというお話、今されたけれども、実際にまだ運営始まってこんなに日が浅い組織が、4年も5年もやった松島の行政がやってきた中身以上に本当にやれるんだらうかと、そういう疑問を私持ったんですよ。そういう意味で、先ほども2社しか応募なかった、3社あったけど1つは、最終的には2団体になったと、こういうことでありましたけれども、私ら教育民生の常任委員会、当時第2常任委員会って言っていましたけれども、その常任委員会で利府の菅谷台、あそこの児童館に行ってみてきました。そのときもたしかNPO法人か何かの請け負ってやっていました。それは、あそこのNPO法人を見て非常に感心して帰ってきたところもあるんです。松島の

児童館がもし指定管理などになる場合は、こういう団体だったらよかったかと、いいななんて言いながらバスの中で話合っただけで帰ってきたこともあるんですが、ホームページで公告して募集するというだけではなしに、もっと松島の児童館を含めた今回の指定管理の内容を豊かにできる団体を探す意気込みがなかったのかどうかということなんですよ。そうじゃないと、結局この児童館の運営の質の低下につながらざるを得ないんですよ。そういう点で、非常に今回のこの団体探しというか、この指定管理の指定の仕方というのは、本当にこの松島の子ども・子育て、これを考えたやり方だったのかなと、どうなんだろうと、こういうことを思うのね。そうやってみると、この財政の表を出していただきましたけれども、結局380万円の人件費削るのがメインでしょう。そして、運営に参加する人員も2名減りますよと。こういうことになるわけで、先ほどから質低下の心配はないのかという、そういう議論されていますけれども、私もそう思います。非常に、この学校にとっては、松島で運営をすることができれば、この団体の利益にはなると思いますよ、そういう経験値を積んでいくことになりすから。しかし、松島の子供たちにとって、果たして本当にプラスになるんだろうかというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） ホームページにおいて募集のほうはさせていただいたんですけども、その前に業者さんのほうを実は複数回って、松島のほうで児童館とそれから留守家庭学級について運営をしていただけませんかということで、複数社回りました。その中で申請が2件あったと。そして、このグループ法人の大元である曾根学園さんについては、保育士の専門学校をやられているということで、子育てとか、子供の遊びとか、さまざまなそういった児童福祉に関して理論といいますか、基本理念がしっかりされていると。何よりも私個人的には感じたのは、非常にそういった子供さんたちを温かく包み込む優しい気持ちがあるなというふうに一番感じたところでございます。それで、経験値というか、そういった経験値は確かに浅いかもしれませんが、例えば今従事している臨職なりの人たちが面談によって採用され、今までもその4年という実績がございますので、ある一定、その保護者の方にも評価はされていると。その上でこのグループ法人、法人内で研修を充実すると。この専門学校には優秀な教授陣がたくさんいらっしゃるということで、そういった従業員の方にもより詳しい充実した研修を受けることによって、その松島の子供の未来が素晴らしいものになるのではないかと感じているところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうなればいいなという願望も含めてそういう答弁なのかなと思います。

私、富谷でやっている児童クラブの状況をちょっとお聞きしました。何か富谷は大分学校も多いので、幾つかの団体がやっぱりやっているそうですよ、運営ね。やっぱり団体ごとにいろいろ特色があって、外遊びが得意な団体だったりとか、それから創造性を高めるための保育活動が得意な団体だったりとかあって、いろいろやっているそうですけれども、この学園というか、虹の架け橋か、これについてはまだ特色がよく見えてこないと、非常におとなしいと、こういう話でした。そういう意味でも、実際に松島に来年4月1日スタートで仕事を始められたときにどうなんだろうかなと。確かに答弁の中にあつたように、これまでいた指導員さん方が全員受け入れていただいて、その方たちが担っていくという点では余り落ちないのかもしれないけれども、ただ、多分トップでやる人は違うわけだよね、派遣されてくる人がやるわけでしょうから、派遣というか組織の方がね。そうするとやっぱりその人の意向も働かし、考え方も含めて今までとは当然違ってくるのではないかと、こう思うんです。そういうふうに聞いたものですから、非常に私は質の低下ということも含めて、年度当初からやはり今までと遜色ないレベルの運営が期待できるのかどうかということについては非常に疑問がまだ残ります。その辺について、町側としてそれを担保するために、どういう支援体制をとるのか、その虹の架け橋に対して。やっぱりお母さん、お父さん方も子供たちを保育してもらって上で質落ちるよりは上がったほうがいいわけでしょう、高いほうがいいわけですから、その質を保たせるための町側の努力も必要だと思うんです。いろいろ中読むと月1回の報告を求めたり、毎日の日記というか事業報告書、日報をつけなさいとかありますけれども、それをじゃあ担当課で毎日きちんと見たり何なりして、弱点を指導できるのかどうか。3カ月なり半年、ますね。その辺の体制をどういうふうにかえるかということも必要なんではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 報告を求めるほか、実際にその業者さんと町とが話し合いというか、月1回、最初のスタート時は月1回とも言わず、2週間に1回とかという頻度で打ち合わせなりを行って、松島の子供たちの未来というか、子供たちの将来をすばらしいものにするためにどういう児童館運営がいいのか、あるいは留守家庭学級の運営がいいのかということ、最初のスタートダッシュなりはこちらのほうも、町のほうも入り込んで、お話し合いは設けていきたいと、このように考えおります。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員がいろいろご心配なされている件については、児童館そのものというのは議会からいろいろご意見を賜ってここに来た経緯もありますので、それらを踏まえて、私は児童館、今回指定管理することに関しては、これだけじゃなくて松島町のこれからの子供たちの教育についてはいろんな面で波及してくると思うので、失敗しましたということは絶対言えないというふうに思っています。ですから、今関係されている父兄の方々、またこれから新たに関係される児童館を利用される父兄の方々、そういった方々の意見は注視して、今まで以上になるのが当たり前だという気持ちで担当課には説明をしていただくように、会議を持てばいいということではないので、その内容も踏まえてやっていきたいと思っています。

なお、議会のほうにもし会議内容等がどうなっているんだというのであれば、毎月は難しいかもしれませんが、半年に1回とか、監査なり予算審査のときにでも聞いていただいて、今実際どうなっているんだろうと。議会の方々にはいろんな方々からまた声が耳のほうに入ってくると思いますので、そういったことも我々も踏まえてやっていきますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ちょっと今、次聞こうかなと思っていたところ町長にちょっと若干触れただいたんですが、まあわかりました。

とにかく努力してもらわないことには、指定管理された暁にはですよ、もらわないことには大変だなと思っているものですからお聞きをしているわけね。ところで、話変わりますけれども、指定管理制度にしますよということについての父兄さんといいますか親御さんたち等への説明等々についてはどのようにされたのか。それから、そういう中でどういった意見があったのか、その辺について教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 父兄というかお父さん、お母さんについての説明についてはこれからでございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） やっぱりだから、そこがさっきの議案もそうだったんですけどね、手順が違うんでないかと思うんですよ。やっぱり決まったものをお父さん、お母さんたち、もう決まったんですよ、言っても仕方ないじゃないかというような話になるわけですよ、そうしますと。ですから、やはりこういう事業をするに当たっては、我々議員、あるいは議会に

対して説明するのも当然ですけども、同時並行でやっぱり住民だとか、直接かかわるお父さん、お母さん方に説明して要望、意見を聞くということが行政の大きな、私は仕事ではないかと思うんですよ。それなしに、「いや議会で決まったんだとっしゃ」こう言われたらもう、次の言葉ないんじゃないですか、もう。その辺については進め方問題ありなんじゃないですかね。どう思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まあ、逆も真なりということあるかもしれません。どっちが先か、どっちが後かという問題で議論はなかなかできないと思うんです。ただ、やっぱり、今いるスタッフ等とは太田課長がそれなりに話し合いはしていると思いますので、そういった方々のニーズはちゃんと酌み取って、今度は親御さん、あそこを利用する方々が今まで以上に、別に何か不具合があったとかということであれば問題があるかもしれませんが、別に町が指定管理に出して、こうなったからという、何ていうんですかね、余り不評が出ないように注視だけはいていきたいと、このように思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いや、町長ね、太田課長は説明してないと言っているんだよね、今。だから、説明しないままに進むこと自体が問題なんではないかって私聞いているわけね。その辺はどうなっている。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今働いているスタッフとは少なくとも話し合いをしていると思いますのでということです。（「ああ、そう言ったのね」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） だから、手順としてやっぱり親御さんたちに説明をしていないわけでしょう。やっぱり今度こういうふうにしたいんだよと。そのときに何かご意見、ご要望ありますとか、それぐらいのことはしておかないとまずいんじゃないですかというお話をさせていただいている。あそこに今現在勤められている方については、もうそうなりますよと。できるだけ継続して雇用してもらうようにお話していますよと。多分そういうお話はされているんでしょうけれども、あそこに通われているお子さんたち、あるいは子供たちのお父さん、お母さんたち、こういう方々とのコミュニケーションが必要だったんじゃないかということを行っているわけ。それなしに進めること自体、やっぱり大きい問題でしょうと、こう思ったので聞いたわけです。いかがでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） たびたびの同じような答弁になるんですけれども、従業員の人に、臨時職員の人にはこういった形で指定管理になるというのは説明を申し上げて、そのときは特段質問とかはございませんでした。そして、父兄というか、お父さん、お母さんの説明については、確かに順番というか、どうなのというところではお話のとおりなのかもしれませんが、うちのほうとしては、最初念頭にございましたのは、早い段階で臨時職員の方に指定管理なりますよと。採用面接はありますけれども、継続して勤めていただけてませんか。従業員の方はおおむね了承という形でのお話だったんですけれども、要は子供たちに一番接するのはその従業員というか臨時職員さんたちなので、その辺でまず確かに説明の順番はちょっと前後したのかもしれませんが、従業員の方が残っていただけるのであれば、一番は子供たちに悪い影響というか、これまでどおりという安心感を与えられるのではないかなと、このように考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。まあわかりましたというか、ちょっとやっぱり手順というか、やっぱり仕事をやっていく上で、行政がすべきことというのは対町民との関係で、あるいはそういう子供さんを扱う場所であれば親御さんとの関係で、まずコミュニケーションとって、そして意見も聞きながら、要望も聞きながら事業を進めるという姿勢が大事だと思うんですよ。そこを抜きにして、いや決まったことだからで押していくような話では、私は少なくともないと思います。それはひとつ言っておきます。

それから、もう1つだけあと最後に質問させてもらいますが、いろいろありましたけど、5年間指定管理をすると。5年間指定管理するのは、私も長いかなとは思いますが、とりわけ、先ほど言ったように経験年数の少ない組織のようですから、そういう意味では、全体を、運営を任せるということではなくて、管理運営ということよりは事業の運営だけ、そこだけは任せますよみたいな、まず1年やっていただいて、それからその状況を見て指定管理に移行するとか、やり方はいろいろあったのかなとは思いますが、その辺はいいんですが、いわゆる行政側のそういう児童館の運営を、何ていうんですかね、運営の質といいますか、経験値といいますか、こういうものをどういうふうにして高めるのかという課題がやっぱり残るのかなという気がするんです。指定管理で受けた事業者は、5年間やれば5年間の経験値を積めるわけですね。だけど行政側は基本的にお任せしちゃうということで、手が離れていくと。そうすると行政のとしての経験値の積み上げというのがどうなんだろうかな

と。報告される書面だけ見て終わってしまって、本当に子育ての実際を経験値として持つことができないままに進んでいくんじゃないかと。そういう中で、次々と指定管理の年月を更新していくということになってしまうと。そうすると、将来的には指定管理者の言うとおり、言うがままにこの施設の管理運営というのを行わざるを得ない状況が出てくるんじゃないかと、こんな気がするんです。そういう意味で行政側としてそういう子育てや何かの、児童館の運営であるとか、留守家庭児童学級の運営であるとか、こういうものの経験値の積み上げをどうやって確保するのかということも大事ではないかというふうに思うんですが、その辺についてはどんなふうに考えているんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 確かに松島児童館は4年とか、今度の指定管理で、まあ学校とかそういう部分では実績はあるけれども、子供に関しての部分では短い、29年、30年ということであるということもあります。そういう中で、確かに業者のほうは指定管理受託のほうは実績を積むことが可である。それに伴って松島はどう携わるかということになるかと思うんです。確かに、松島にこういう子供の指定管理というの言ってみればちょっと初めてみたいな取り組み。今後はいっぱい出てくる可能性もあるかもしれませんが、まず町としては初めて。そうした場合に、業務の中身で、先ほど言いましたけど、部分的に町もあるということで、やっぱりここは絶対切り離せるものではないと。子供は卒業していきます。新しい子供が入ってくる。それから、そういうものについて施設はこういうことだとお話す。あと町も、ほかのいろんな施設が、場所に、地域に、いろんな施設があると思う。そういうところでやっぱり研修する、勉強する場、知識を町として、それを伝える、そういうものも研修等々を通じながらやっていかなければならないと思います。これは途中で終わり、5年って今言いました、5年で終わりではない、継続性のもので、レベルアップしていかなければいけないものだというふうに思っています。そういう意味で町はいろんな形で携わって、そういう情報交換、さまざまあるかと思う、そういうもので携わっていかなければいけないんじゃないかと。逆にそうしていくべきだというふうには思っております。

今後、初めてスタートしていくわけですから、多分担当、それから、我々も注視しながら、重みを置きながら見ていくと思うんですけれども、そういう姿勢をずっと持っていかなければならないのかなというふうには思っております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 最後の質問と言ったので、あと終わりにしたいと思うんですが、いずれ

この指定管理制度といいますか、保育所も将来的には新しい保育所、1カ所については民間にしたいと、こういうお話をされているわけで、私は入札と違って、随意契約でもいいんだらうなと思うところはあるんです。本当にいいものを町が選択していくという考え方で行けばね。そういった趣旨で考えると、いや曾根学園さんは保育所も運営しているしと、将来的にはもしかすると新しい保育所応募してくるかもしれない。そういうこともありますよね。だから、将来のことも含めて考えたときに、非常にその辺の中身の問題はうんと気になるんですね。ぜひ、指定管理するという際には、ただ応募してきたのを審査するというだけでなく、実際に運営している場所を見ていただいて、執行部側もいいか、悪いかの判断を実際に見てやっていただくという姿勢も大事なのではないかなというふうな気がするんです。そうじゃないとなかなか書面だけで2,400点のうち最低ラインが1,440点で、千七百何十点とったからオーケーですよという話ではないのではないかなと。本当にいい、質のいいものを松島の子供たちにそろえてあげるという立場で、ぜひこういった問題は考えてほしいなというふうに思います。

残念ながら父兄の皆さん方等々に対する説明が前後してしまっているという点もありますし、その辺の進め方も含めて、今悩んでいるんですね、これ議案に反対しようかなとか、賛成しようかなとか、悩んじゃうのね、本当に、そういうお話聞かせてもらおうと。やっぱりそういう点できちんとした手続きをして進めてほしいなと。町はたくさんの事業を抱えて、さまざまなことをやっているわけですが、そういった節目、節目、事業が変わるといったときには、丁寧な説明もぜひしていただくということをお願いして質疑終わりにしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質問なしと認めます。質問を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

原案に反対者の発言を許します。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 議案第86号ですね、指定管理者の指定についてと、こういうことで。今回、特定非営利活動法人虹の架け橋というところを児童館、それから留守家庭児童学級の指定管理者に指定をしたいと、こういうことでの議案だったわけでありまして。ただいまいろいろな角度から多くの議員の皆さん方が質疑をされました。そうした中でも児童館等での保育の質、こういったものが本当に保たれるんだろうとか、あるいは、父兄等々に対する説明

がないままに指定管理ということでの民間委託が決まってしまうと、こういう状況でいいんだろうかと。私はそういう意味ではやはり手順が違うのではないかと、そういう思いがしてなりませんし、経験の浅い組織に運営を任せるということであれば、やはり運営期間を短くしながら、そしてその運営状況を的確に把握して進めていくということも大事だったのではないかなというふうに思いまして、賛成しようか、反対しようか、先ほども質疑で述べましたけれども、やはりそういったところを非常に懸念を払拭できないと。そういう意味でこの議案については反対ということにさせていただきたいと思います。以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって議案第86号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第87号 工事委託に関する変更協定の締結について【仙石線高城町・手樽間第2磯崎踏切拡幅工事委託に関する協定】

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第87号工事委託に関する協定の締結についてを議題いたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。

今回、踏切拡幅工事で6月議会の際は水路改修工事の議案審議があった際に、磯崎方面から高城方面へ小さい子供、中学生とかが自転車で一気に突っ走って危ないので、この注意喚起をしたらどうですかねという話をした中で、そのときの答弁が町のほうで看板とか取りつけを考えていきたいということであつたんですけれども、この間、半年間、どういった検討がなされたのかお答えをお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 6月で水路の協定をいただいたときにそういった話がございまして、踏切拡張工事とはまた別に、踏切の擦りつけ部分を町のほうで工事を実施していくという形になっておりますので、そちらの中で実施していきたいということで考えております。ですので、踏切完成と同時にできるように、看板とか、磯崎方面からの路面標示ですか、そちらのほうも設置していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） そうすると、完成まで随分時間がたってしまうので、この間はもう何もないということだということなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） ということでは考えていたんですけれども、もう少し早めに、まず仮設の看板とかそういった工事用の看板みたいなものを設置しながら、完成までに本設置できるように考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 早目ということとは、いつまでというお考えでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今年度いっぱいにはつくりたいと思います。早ければ1月ごろまでには設置したいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） ありがとうございます。ぜひしっかりと安全対策をお願いいたします。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。2番櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） いつもお話しているんですけれども、通行どめの期間ですね、こちらのほうを幾らかでも短くしてほしいというふうな願いでございます。前回、磯崎踏切のしたときにでも、踏切の撤去工というふうなのが、すごく早く行われたんですけど、その後の工事というのがなかなか進まないで、その間の工事が休んでいた時期というふうなのが大変長かったというふうに思っています。実質の工事を考えれば、2カ月ぐらいしか工事期間はなかったのかなというふうな思いでございます。ですから、なるべく短くしてもらって、それで、できるならば撤去はその工事直前というふうな形で撤去してもらえれば、やっぱり住民の人たちの不便をおかけする部分というのが少なくなるのかなと思いますので、日程の調整をも

っとしっかりといただければありがたいと思うんですが、そこら辺はどうなっているでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらのほうも6月議会のほうで水路の協定をいただくときにお話がありましたけれども、ＪＲさんのほうとは話をさせてもらっておりまして、なるべく短くできないのかということしておりますけれども、やはり踏切、同じ位置につくりますので、まず踏切を閉鎖して、ケーブル関係とかそういったものをとらないとスタートできないということがありました。期間がかなり長かったというのは私も認識しておりまして、その期間短くできないのかという方向で話はしております。ですけれども、ＪＲさんとしては、休んでいる期間かなり長いというか、そういったものもありましたけれども、工程きちきち組みながらやらないと、列車の運行関係とかそういったものに影響が出るということもありまして、なるべく工程どおりに進めていきたいというふうなのがあります。逆におくることがないように、少し余裕を持ったりしている部分もあるかと思っておりますので、その工程が早く終わったからといって次の工程に進めないという部分があって、休んでいる期間が多く見受けられたのかなということで考えておりました。

あともう少し、9月からですので、まだ9カ月ありますので、設計、今から詳細な部分の設計も入ってくると思いますが、なるべく短くなるようにお願いしたいと思っております。ただ、工事は実際のところは9月スタート、これは酷暑期を避けるかと聞いておりましたので、9月スタートということで話は聞いておりますけれども、冬場にかからないように短く設定できないんですかということを再度ＪＲさんと調整していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） なるべく短くなるように協議のほう重ねていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 東日本大震災の復興交付金事業であります。今、各議員さんから質問ありまして、ＪＲの工事は非常に時間かかるし、非常に折衝難しいし、いろんなことが、課題があるわけであります。その中で、今回の東日本大震災以後、ＪＲ絡みの工事、これ全体で、大体こうこうとわかるんですけれど、改めて何カ所あるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） ＪＲ絡みの工事といたしましては、まず、富山踏切の拡幅がござい

ました。あと、今実施しております根廻跨線橋があります。あと、磯崎踏切、磯崎第2踏切の拡幅、あと、霞ヶ浦踏切です。あとは松島海岸駅、高城町側の跨線橋がありまして、そちらの跨線橋の工事。跨線橋というか、今、跨線橋をかけない方法でということで考えておりましたので、その6つの工事がJR絡みの工事という形で考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） その中で、今6事業とご答弁ありました、その中で工事入っているのは何カ所でありますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 富山踏切につきましては完成しております。あと磯崎踏切につきましても完成しております。あと磯崎第2踏切につきましては、協定はしましたけれども、実質的には工事は2月ごろスタートという形になっております。あと今回の踏切分となりまして、あとは霞ヶ浦踏切、あとは松島海岸のところの跨線橋、トンネルですけれども、そちらのほうはまだスタートしていないということで、実際かかっているのは4つ目という形になります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） このように、今回の東日本大震災でこの6事業がやっているということで、4つ、完成含めて4つだと。そういうことで、今後2つ残っているということで、あと2年もう切っている、2年か、丸々2年しかないということになって、JRさん本当に、非常に慎重に工事入るわけですよ。いろんな電線の関係も皆ありますから、住民対策もありますから、そういう中で、この2つの事業を今後、これからこの議案にたいしてはちょっと違うかもしれません、方向的にはね。しかし、この2つの事業は本当に大丈夫なのかということで、特に私が住んでいる霞ヶ浦は、今、途中まで道路来たんですね。本当に道路ずっと、おかげさまで道路間もなくJRの部分以外の部分までは道路入ってきています。その後どうなるのかと、非常に心配しているわけでありまして。そういうことで、課長も努力しているのはわかるんですよ。町長もJRに行くたびにいろんなことでお願いしていることはわかります。しかし、住民には見えないんですね、そういうことで、そのほかの2つの事業はどのように経過、進むのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、松島海岸駅の高城町駅側になりますけれども、跨線橋の部分

の避難道路整備につきましては、当初、跨線橋で考えておりましたけれども、トンネルの上に道路ができないのかということで、計画一応変更して考えておりました。こちらのほうは地権者のほうと折衝をしている段階となっております。それなかなか難しいようであれば、もう少しルートを変更する必要かなと思っておりました。

霞ヶ浦地区につきましては、踏切もございますけれども、あともう1つ、済みませんでした、今工事をやっている部分で、ＪＲさんの架線ですか、電力線と電力柱がちょっと邪魔になるということで、その部分を移設というのも出ておりますけれども、そちらのほうはＪＲさんから協議が来ている状態となっております、来年度でも移設かけていきたいと思っております。

あと踏切になりますけれども、踏切については、ＪＲさんと協議している中ではまだテーブルに乗っけていただいていないということがありまして、その協議のテーブルに乗っけてほしいということで、3月まで折衝を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 3月まで、霞ヶ浦の分ですね、今。そういうことで、今まで課長ご答弁の中に、もう本当にこの計画始まってかなりなっているんですね。住民の皆さんにもかなり集まってもらってましたね。ご存じのとおり。そういう中で、問題はＪＲだと。そういう中で、もう延び延び、延び延びになってきているわけでありましてね。そういう中で本当に3月まで、今言われるように進むのかなということが非常に心配であります。そうしないと、おくれていけば、この年度内に、まあ、工事に入ればこの年度内でなくても32年度完成になっても大丈夫だというような感じなんですけれども、本当に大丈夫なのかなということでもありますので、再度お聞きします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 3月まで折衝を進めてまいったと言いましたけれども、3月までにＪＲさんをお願いしてまいりたいということでありまして、あとはＪＲさんに了解いただければ、1年間ぐらいかけて設計をしていただけないかなということありました。工事は、議員おっしゃられるように1年間ぐらいあれば十分終わると思っておりますけれども、何せ、まず協議いいですよと言っていたのがスタートですので、それに3月まで頑張ってもらいたいと思っております。以上でございます。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第87号工事委託に関する変更協定の締結については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。約1時間になっておりますので、ここで休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 再開を2時15分といたします。

午後2時00分 休 憩

午前2時15分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第10 議案第88号 工事請負契約の締結について【町排水区雨水管渠築造工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第88号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番櫻井靖議員。

○2番（櫻井 靖君） この工事に伴いまして、多分この道路の狭さだと通行どめという形になると思うんですけれども、そこら辺はどういう形になるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） ご指摘のとおり、この箇所につきましては狭隘な道路という形になっておりますので、我々としましても通行どめという部分を予定しているところでございます。

詳細につきましては、今後、工程を詰めさせていただきたいとは思いますが、おおむねでござ

ざいますが、平成31年の2月から5月までの約4カ月間を通行どめにさせていただきたいと
思っているところでございます。

あわせまして、こちらの箇所につきましては、建設課のほうで明神橋の工事等も実は予定し
ているところでございます。できる限りこの期間の中に全て折り込んで、何回も通行どめの
ないような対応をとってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） これ、全区間というか、この細い町道西柳線のほうもあわせて全部通行
どめということになるのか、それともこの町道高城・桜渡戸線と分けてなるのか、そちらの
ほうはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 工事の日程につきましては、これから改めてやらせていただき
ますが、基本的には全区間を通行どめにするという考え方はございません。例えば、最初に
両端の明神橋のほうからまずやらせていただきまして、そういった形で分けて工事のほうを
させていただきまして、なるべく住民の方にご迷惑のかからないような形で対応してまいり
たいと考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） この場合ですと、やっぱり自動車で自宅までというふうな形になると思
うんですけども、転換とか難しいというふうな形になると思うので、一方通行とかなる場
合とかあると思うので、駐車場の関係とか支障を来すと思うんですけども、そちらの関係
はどういう考えでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） この区間に関しましては、ちょっと通行どめ期間内にご自宅で
駐車場を持っている方、何件か確かにございます。その方につきましては、今こちらの高城
の町中から明神橋に抜けるほうと一方通行になっております。今、我々のほうちょっと警察
関係にも協議はさせていただいておりますが、その期間中だけ、例えばご自宅から出るため
に逆走させていただけないかどうか、そういった部分でなるべく工事を円滑に進めながら、
かつ一般の方々の自動車等を何とか誘導できるような体制はとっていきたいと考えていると
ころでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） わかりました。工事がスムーズに行えるように、また、住民の人たちに

周知のほうよろしく願いいたします。これで終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 今回、高城町の雨水ポンプ場ができるわけではありますが、ここ既に避難道路として指定をされて、今後ここ工事着工していく予定なんでしょうけど、この段階でこの避難道路の工事も32年までだとするとすれば、ここの工事と避難道路の工事にダブった工事に入っていくのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらの高城・桜渡戸線、明神橋と高城町をつなぐ道路のほうにつきましては、避難道路という形になっております。用地のほう半分買わせていただきましたけれども、まだもっと先のほうの用地が買えておりませんので、工事のほうはまだ着手しないような形となっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） ここの、今まだ用地が確定していないということですが、今の見通しとしてこの推進工法をしたときにその工事の着工をしている間にこの避難道路の工事とはダブるということはないということによろしいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） はい、ダブる形にはなっておりません。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） その辺につきましては、十分に調査して、いち早くこの避難道路も完成をし、なおかつこの推進工法がスムーズにいくように努力してください。お願いしておきます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。

私のほうからも何点か質問させていただきます。

先ほど、工期については31年の2月から5月までを予定していると、でしたね、違いますか。

（「通行どめ期間」の声あり） 通行どめ期間を31年の2月から5月ということですか。それでは、恐れ入りますが、もう一度、全体の工程というんですかね、今描いておられる工程をちょっとご説明いただけますか。着手がいつから始まり、竣工をいつごろ見ているかということ。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 工期についてということでお話をさせていただきたいと思います。

先ほどお話をさせていただいたのは、今、おおむね2月から5月までに関しては通行どめという部分を予定していますということでございます。今、最終的な工期の末という部分であります、31年7月末、これを予定しております。着工につきましては、これから議決を頂戴してからという形にはなりますが、工事のやり方については、この場所、やはりどうしても狭い場所でありまして、特に西柳線のほうについてはもっと狭いという部分がございます。こちらにつきましては、今、ポンプ場をつくっている場所から立坑を掘るとか、そういった手順を踏んでいく形になるかと思しますので、基本的にはポンプ場のほうから順次攻めていきまして、それであとは工事のほうを7月までには終わらせていくというようなスケジュールで今考えているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 明神橋の部分に、両端に立坑という形で捉えていますけれども、今お伺いしますと、高城のポンプ場側、いわゆる最終下流点から随時上流に向かって工事を進めていくという内容説明かと思うんですが、正直申し上げてこの工区に管渠としては推進工法であります206メートル、トータルですね、立坑としてパイの2,000、あるいは2,500ということで3基描かれて、マンホール工としても3基ということでありますから、そういったことがこの狭隘な区間において仕事として着工から即座に橋の立坑ですか、に両方かかっているんだと思うんですね、端に3カ所。これはどちらからかというか、下流からということなんでしょうけれども、要は付近の住民に対しての説明時期をいつに見ていて、住民の皆さんがいわゆる朝晩の通勤時間帯、通学時間帯への配慮策をどう描かれているのかとかですね、そういったことが心配になるかと思うんですね。そういった点から、ましてや1カ月ぐらいになりますかね、火事とかもあった箇所ですから、そういったところを踏まえた場合に緊急時の車両の進入体制とか、そういったことも踏まえてやっぱり行政側として請け負ってくださった業者さんとかかなりの詰めをして進んでもらわないと困るなという箇所ですので、あえてその辺の考え方を再度確認の意味でお伺いします。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） こちらの箇所は、先ほどの立坑の話がされたと思いますが、基本的には一般でいきますと掘って、矢板を打ってとかという形をとらせていただきます。今回の後方につきましてはケーシングということで、なるべく住民の方にも振動であるとか騒

音とかが出ないような配慮、またあとは、付近がどうしても河川があるという部分で、湧水等も心配だという部分もあるので、こういう形をさせていただいたという部分でございます。

今回につきましては、先ほども言いましたが、狹隘道路でございまして、どうしてもやはり途中、途中に家があって、車があって、通行とかもやはりどうしても制限を受けてしまう部分であると。そういうこともありまして、今回は推進工というものをさせていただいたと。推進工にしますと、掘削というものがなくなりますので、ある程度住民の通行であるとかそういう部分でのある程度の確保が可能であると。また、順番ですけれども、当然、一番本当は必要なのは両端の立坑になります。こちらのほう掘ってから、今度は到着坑をつくっていくという形なんですけど、先ほどもお話ししましたが、両方つくってはいくんですが、ポンプ場の、今度、日程とかの絡みもございますので、ある程度そこら辺もにらみながら、できる限りそれらが一遍にやるのではなくて、ある程度分割しながらお客さまにご迷惑をかけないような形で手順をとっていきたいと思います。

あわせて、住民等の説明でございますが、今回議決を賜りましたら、区長様初め皆様に一応お話をさせていただきます。ある程度日程の詰めができた時点から、もう今度は道路のほうに看板を設置するであるとか、そういったことをさせていただきたいと思います。

あと、先ほども若干触れましたが、警察署との、どうしても一方通行で、どうしても両端に立坑をつくっているときというのは、どうしても明神橋のほうには行けませんので、そうなった場合、出口をどうするかという問題もございますので、その辺についても十分協議して、なるべく早い段階で住民の皆さんにお話をさせていただきたい、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 立坑部分については2メートルないし2メートル50の口径の深さが2メートル80から3メートル60くらいのところに管底高で埋設されるということですから、それを管渠として推進していくということでもありますから、総振動、今の工法、かなり発達したんでしょうから、そんなに振動かけてとか云々ということはないんでしょうとは思いますが、3つの部分の立坑は特に開削になって、その部分はどうしても広くせざるを得ないということですから、朝晩とか、どうしても進入されなければいけない皆さんの通行、往来、車両も含めてですが、自転車等も含めてですが、そうしたところの考え方については、当然現場、受注した業者さんが責任を持って対応するんでしょうけれども、そこで行政の側も町、この付近の住民の皆さんに徹底した説明は求められるんじゃないかなと思いますけど、そう

いったところをやはり常に配慮していただければという思いであります。ぜひともそういったところを配慮していただき、特に緊急車両等の出入りは十分入りしていただき、時期が時期ですのでね、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第88号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第89号 工事請負契約の締結について【磯崎排水区雨水管渠築造工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第89号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第89号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 9 0 号 工事請負契約の変更について【高城浜排水区雨水管渠築造工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第90号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第90号工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 9 1 号 平成 3 0 年度松島町一般会計補正予算（第 4 号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第91号平成30年度松島町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1 番杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） 1 番杉原です。

私はエアコンについてお話させていただきます。

9 月議会のときに小学生との生産者交流ということでお願いしたところ、早速、漁業関係ということで、私と高橋議員と漁協職員が 3 名参加させていただいたんですけれども、その際、私、4 年生のクラスに行かせていただいて、小学生と交流した中で、実はエアコンの話を振ったところ、6 人全員がエアコン絶対欲しいということで、やっぱり教室の中でも涼しいところ、涼しくないところの差があったらしくて、すごく暑いところに、その子たちは暑いところにいたらしくて、すごく勉強にならないという話だったので、本当にいい話だなと思っています。

今回、国の臨時特例交付金について自治体負担が26.7%と少なく済むということで、手を挙げた自治体がかなりふえた中で、エアコンの設置に関しては本当に来年間に合うかどうか、まず難しいという話も多々出ているんですけれども、来年も猛暑の可能性もあるということなので、学習する環境を、先ほども話あったんですけれども、平等な環境を考えたときに、来年設置するのが望ましいと思うんですけれども、具体的にその設置までのスケジュールというのはどういうふうにお考えなのかをまずお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 答弁を求めます。三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） 新聞でも土曜日に掲載されて、ごらんになったかと思いますが、スケジュールにつきましては、今回、実施設計について上げさせていただいて、ただ、実施設計も3カ月程度はかかるということです、それを受けての結果、3月の定例会に細かい数字は上げられないだろうというふうには考えておりますが、工事費については3月定例会、概算でも出したいというふうに考えています。その後、実際に工事となったときに、これも予想としては数カ月かかるということです、来年度の夏には少し間に合わないだろうということを今の時点では考えております。今心配されているのは業界の品不足であるとか、業者、仙台市も手を挙げておりますので、そこら辺も心配しておりますが、我々もいろんな業者から聞き取りをしながら、そこら辺もちょっと心配ないようにぜひ進めていきたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 前回の一般質問で熱中症モニターについて話があった中で、しっかりとしたその管理というか、暑さ、なかなか間に合わないということで、そこは体調管理とか、万全を期していただきたいと思います。

それと、新聞にも載っていたんですけれども、今回、普通教室のみということだったんですけれども、特別教室に関しては小学校が32室中27室、中学校が19室中18室未設置だという、前回の一般質問であったんですけれども、今回これが入らなかった理由というのは何があったのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） 特別教室につきましては、普通教室よりも1室のコストというのが非常に、広いということもありますので、かかるということから、財政負担も考えたというところがございます。子供が多く時間を普通教室で過ごして授業を受けると。特別教室に関しては、時数的には教室にいる時間よりも時間的には少ないと。また、なおかつ教室環境

設置基準の中にも、28度までというような基準もありますけれども、その日数も学校のほうでは毎日記録をしていたわけなんですけれども、その日数と子供たちが28度を越えたような日数でどれだけ特別教室を使うのかということも我々検討しながら、費用対効果というか、財政状況も鑑みながら、今回は特別教室は設置を控えたということでございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） わかりました。予算的にも厳しいということは、話はわかりました。

前回は話あったんですけれども、ランニングコストが、導入した場合400万円の増額になるという答弁があったと思うんですけれども、先ほどありました仙台市のほうでは都市ガスということもあるんでしょうけど、ガスを使ったエアコンも議論があるということなんですけれども、松島はガスは難しいと思うので、今各学校に太陽光があると思うんですけれども、その能力自体がどのくらいそれができるのかどうか、エアコンに使うのかわからないんですけれども、その可能性というのは考えというのはありますでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） 太陽光発電につきましては、現在、第一小学校、第五小学校、松島中学校に、屋上に設置しております。第二小学校につきましては、ちょっと屋根の形状の関係から現在も設置をしていないというところでございます。現在の太陽光発電につきましては、日中、商用電源のほうにも流しておりますので、いわゆる日常使う電気の一部も担うようなやり方をしておりますので、エアコン設置した場合にも太陽光の電力は無駄にはなっていないというふうには考えています。

電気、仙台市の場合はガス局があるということがあるんだろうと思いますけれども、全て電気にするのかどうかという、冬の暖房も含めてですね。ただ、特別教室については、今回エアコンつけないという方針でございますので、特別教室は冬の暖房をもちろん石油のファンヒーターでやっておるんですが、そこら辺、当面、冬期間、冬の期間中については石油ファンヒーターを使って、ただそのランニングコスト、実際に業者にもいろいろヒアリングをしてみたんですが、そのときの灯油の値段自体でも大分変動があるということで、今でもちょっと大分上がり下がりをしているわけなんですけれども、電気のほうが、あるいは石油のほうが、どちらがアドバンテージというか、費用が安く済むのかというのがちょっとこれから検証しながらということになるかと思います。

あとは、保守点検も、ファンヒーターも残しておく分、保守点検もかかりますので、そういうのも鑑みながら検討するということになるかと思います。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） 予算、コストの面とか、お金かかることなので、なかなか難しいとは思いますが、先ほども話をしましたけれども、自治体負担が少なく済むということで、各自治体が手を挙げた中で、新聞か何かに出てたんですけれども、仙台市が国からの交付金23億3,200万円と見込んでいたのが、内示されたのが18億円で5億円も下回ったということで、松島ではどのような試算、金額の試算的なものというのは出しているのかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 答弁願います。三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） 文科省からの県を通した交付金につきましては、今月の2日、12月2日にメール連絡による内定の事前連絡がありまして、文書としては14日に届きました。日付は12月2日というところで内定をいただいたところです。内定金額につきましては、2,300万円程度となっており、2,314万1,000円というところで内定をいただいております。

これは、よく3分の1が交付金というふうに報道なんかでも言われておりますが、これにつきましては文科省が定めた補助単価により求めた額、つまりこれは配分基礎額と申しますけれども、その3分の1ということになりますので、全体の事業費よりも大分低い、想定した総事業費よりも大分低い3分の1を下回る補助率というふうになっております。交付額内定通知の額になっております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） 思ったより大分少ないのでちょっとびっくりしたんですけれども、国のほうで幼児教育の無償化というふうにうたっておきながら、各自治体も負担しろという、何か随分、甘いも酸いも厳しいのも話がある中で、なかなか厳しいのかなと思っているんですけれども、それでもエアコンは設置したほうがいいと思うんですけれども、そこは、その辺を含めてちょっと町長はどうお考えなのかお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 個人的な見解と言われると、私もまず反対のことを言ってしまうかもしれないけど、というのは、何日かのためにエアコンを入れなければならないかということであって、中では議論させていただきました。夏休み期間、じゃあその分、例えば1週間だったら1週間どうすればいいのという話もある。それから、声の交差点、河北新報でいつだったかわかりませんが、子供たちの声で「エアコンはいらない、別のことを」という言葉もあったようです。それから、12月4日、七ヶ浜の教育長さんには、報知新聞に出ていた

と思いますけれども、予算を聞いてがっかりしたという話、大分憤慨していたと思いますけれども、大体全体予算の10%ぐらいということになると思うんですね。ですから、それで今度は松島町はエアコンについて予算を組み入れていくわけですが、大変厳しい、これからいろんなことをやろうとしている中に、エアコンが、言葉がいいかどうかちょっと適当でないかもしれませんが、飛び込んできているというのが現実でありますので、それらについてどこの自治体でもいろいろ四苦八苦しているだろうと思います。松島町とすれば、今次長が答えはしましたけれども、冷房設備を入れるんだらうということで、誰も冷暖房とまで言っていないんですけど、冷房としてエアコンを入れるということで考えていると。当面あるファンヒーターについては、できるだけそういった設備を使いながらということで考えてほしいということで、現課にはお話しております。ただ、費用対効果、そろそろエアコンが設置されて、それからファンヒーターも耐用年数がどんどん、どんどん来たときに逆転するときに来るとは思いますけれども、そういったときにはちゃんと見計らって、時期を見てやっていくというのが必要なんだろうと思います。どちらにしても一番問題なのはエアコンのフィルター清掃等が随時入ってくるということだと思いますから、そういった日常点検はどのようにして今後やっていくのかということ、エアコンの工事を、設置するときにはもう全て決めておかなければならないと。それから、工事業者についても、私もそちらの関係には若干関係者がいますけれども、これは絶対量のエアコンが足りないというのは確かであり、工事業者さんもないと、そういった中でどういうふうにやっていくのかということで、いろいろ趣向を凝らしてやっていくんだらうと思いますけれども、松島もいろいろご意見を、世間から私以上に詳しい方もいるかもしれませんので、そういったことを決めながら、議員さんの中にもエアコンに詳しい方おられますから、そういったいろんな情報を聞きながら、教育委員会にはじゃあ4つの学校でどこから一番先に手をつけなければならないのかという優先順位も考えてほしいというお願いを申し上げているので、随時そういった計画を立てていきたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 設置業者の話もありましたけれども、地元を、ぜひ松島の業者を、入るか入らなか別にして、メンテナンス等々、なるべくだったら地元の業者を使っていただきたいというのがありますけれども、子供たちの声はやっぱり暑い中で勉強ができないという話がやっぱり私聞く中では、みんなやっぱり声をそろえて言っているものですから、ぜひ平等な学習環境をつくる上でも、今後ともよろしく願います。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） 1点訂正させていただきます。

先ほど、県からメールで12月2日にメールが来たというふうに私、お話ししたかと思うんですが、4日の間違いでございました、訂正いたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 駐輪場の件、85号でちょっと聞き漏れしちゃったんですが、月決めで5,500円、1日で300円という部分あります。それで、有効利用ということで普通自動車が置けるものをつくるということで、大変いいのかなと思います。10台のスペースなんですが、そういった場合に、振り分けみたいなのというのは特別考えているんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 10台の振り分けというのは……（「例えば月決めが何台とか」の声あり）基本的には全部月決めでやっていきたいということで考えております。それで、月決めですので、幾らか契約期間にあきとかが出る場合がありますので、そのあきが出た場合には、1日単位でも貸せるように条例を整備させて、1日単位でも置けるように条例を整備させていただいたということであります。1日単位で置くときには、あきの状況を確認して、指定管理者に管理してもらうわけとなるんですけれども、そちらのほうで1日の予約とか受けながら、手続きをとっていきたいと思っておりますので、基本は10台月決め駐車場という形で考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員、終わっているやつですからもう1回だけで、83号でしょう。（「違う、一般会計の中にあるんですよ、駐輪場の」の声あり）

済みません。後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） それで、利用する方は町内優先で、例えば大郷なんかも入るのかな。その辺はどうなんでしょうね。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 利用につきましては指定管理者さんのほうとなると思いますが、ちゃんと期間を決めまして、公募をしたいと思っております。それで、抽選でもしか上回れば、10台以上上回れば抽選で決定したいと思っております、松島だけではなくて、大郷の方もとめられる可能性はあると思います。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 現場、ちょっと二、三回見たんですけれども、切り回しというんですか、

旋回の部分かな、図面ではあるんだけど、ちょっと心配だなと思うんだけど、その辺の懸念はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 現場の駐車場になる部分につきましては、一番奥のほうに1番、2番、図面でいきますと1番、2場の方については直接入ってバックでとめられないということで、旋回スペースのほうに入っていて、1番、2番とめるような形となるということで用意させていただきました。スペース的には、実際、駐車場と駐車場の間の通路の部分ですか、あそこは通常6メートルぐらいありますけれども、柱を抜けば6.9メートル幅がありますので、十分にとめられるという形では考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番です。

私も何点か。まず、今、後藤議員さんが質問された自転車等駐車場ですね、答えて大郷町民の方がということで、いわゆる松島町民を優先に考えて、さらにあきが出た場合を想定して大郷町民ということで理解していいんですか。そういうことですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 公募は一緒に行いますので、優先ではなくて、大郷町民もとめられるという形になります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 町のいわゆる都市施設として設置されたものを、町の一般財源等で使って設置したものに対して大郷町民ですか。再度聞きますけど。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 実質的には駐輪場として運営していくために、収入をどこから得ないとやっていけないということがありましたので、そのために駐車場として1階部分を利用するということがありましたので、町の都市施設ということはありませんけれども、実は駐輪場を運営するための収入源という形でありますことから、その辺はこだわっておりませんでした。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ちょっと余り理解でき得ないんですけれども、まずじゃあこれはまた後ほどということで、最初に、事項別明細9ページになります。3款2項3目ですか、保育所

費になりますが、保育所費の部分で、入所児童の増加に伴うための臨時保育士及び保育補助員の賃金について補正するものであるという提案理由になっておりますが、この補正額から見て、賃金981万6,000円ということでありますが、何名をどのような配置の考え方でもって想定されていますか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） まず、当初見込んでいましたまず児童数のほうからお話申し上げますけれども、195人で見えておりました。そして、それに対して臨時保育士数ということで、有資格者、保育補助ということで、都合22人を見ておりました。30年の4月の段階で、いざふたを開けましたらば、児童数が204ということで、子供の数が9名増になったということで、当初は児童数の増加に伴って段階的に保育士も増員をかけるというような予定だったんですけれども、4月の当初の段階から子供の数がちょっと多かったものですから、おのずと臨時職員もふやさざるを得ないということで、当初の臨時保育士数22に対して9人増の31人、そして、現在ですけれども、入所児童数が215人ということで、これもまた保育士の実数といいますと4月と比べますと10人増の32人ということで、ちょっと繰り返しになりますけれども、児童数の増加に伴い段階的に保育士の増員を考える予定でしたが、そのいともなく4月当初から子供さんの数がちょっとふえすぎてしまったということに伴う補正ということでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） あくまで翌年3月いっぱいまでを見込んだ場合における不足分想定を逆算、算出してみると、981万6,000円の臨時保育士賃金というふうな数字という理解してよろしいということですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） そのとおりでございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） はい、わかりました。

次に、11ページになりますが、4款1項2目の予防費、風疹ワクチン等接種費用補助金ということで25万円ほど計上されております。ちまたに何度か、マスコミなんかをにぎわせて、あららといふような理解で見ていたんですが、当町としての今の状況で申請が当初見込みを上回ってという提案理由になっていますが、当初見込んだのは幾らで、今現在こういう状況ですと。あるいは、推計で3月までにはこれくらいになるのではないかとということか何かあ

りましたらご説明いただきたいと。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 風疹のワクチンにつきましては、当初15人分を計上しております。今現在、既に30人受けております。全国的に風疹が流行しております、本町では風疹の任意の助成というのを継続してまいりまして、昨年は9件、28年度は15件ということで、少し申請件数は落ち着いていたんですが、ことは全国的な流行ということで、本町におきましても当初の予算では足りないのはわかっていたんですが、こういったときほど風疹の予防接種をぜひ受けて、妊娠中の罹患とか、生まれて風疹症候群でいろんな障害を持つお子さんがないようにということで、広報やホームページとかにも周知して、その結果、予想の既に倍の予防接種を受けられていると。今後も3月までありますので、インフルエンザの高齢者の予防接種の予算等も若干使わせていただきながら風疹の対応をしてまいりましたので、その分と含めて補正するものです。もしかすると、もっと思った以上に来た場合は、さらにということもあるかもしれませんが、一応これまでの申請者の数字で見込んで、今回補正で増額しております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ちょっと細かなところであれですけど、補正額25万円というのはどれくらいの人数を想定されての25万円なんですか。その見積もりのところをちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 風疹につきましては、全体で44件になるという見込みで、今後14件分ということでございます。また、高齢者インフルエンザのほうも既に最初の予定を風疹のほうでちょっと使わせていただいておりますので、その分も含まれております。ただ、風疹につきましては、医療機関でそれぞれ接種単価が違うために、当初予算では平均的に1万800円掛ける15人分とっているんですが、医療機関によっては6,500円から1万2,000円台までいろいろなので、一応全額助成ということでしておりますので、その中でやりくりはしてきておりますが、3月までさらにぜひ必要な方には受けていただきたいということで今回補正しております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 予想に反してというか、想定を超える希望者が出てという場合には、それなりにまた補正絡みで現行予算の範囲でやりくりはしておくけれどもということで進めて

いくと考えてですね。わかりました、そういうことで理解しておきます。

8款2項3目になります。町道磯崎・手樽線外道路整備事業で、これが14ページになりますかね、8款2項の3目、主要事業説明資料いただいているわけなのでございますが、その資料として地図ついていて、その中に事業概要入ってるんです。それで、お伺いしたいのは、測量、調査設計ということで、それぞれに一式、一式というふうな形で全体800メートルを調査設計業務委託という形であります。それで、これからの進み具合の中では4メートル未満を中心に4メートルに拡幅整備していく上での溶媒的なこと、あるいはかかる用地の測量等を中心に、場面によっては補償も含めということだと思いますが、細かな数字、見積もりの考え方というのをもう一回説明いただきましょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 測量設計の概要になりますけれども、測量の路線としましては800メートルあります。延長の測量ですね、センター測量、あと縦断測量、あとは横断測量関係は800メートルやっていきたいと考えております。詳細な現地調査しまして、4メートルに満たない区間につきましては、道路詳細設計も同時に入れていくという形になります。道路詳細設計、今のところ台帳上で幅員足りないところ確認しておりますけれども、173メートルほど改良が必要かなということで考えておりました。また、側溝にふたがなくて4メートルまで満たないという区間もありましたので、その辺は用地買収はしないんですけれども、側溝のふたがけ等をしながら4メートルまで広げていきたいという形で道路幅員を確保するという形で考えております。その中で、用地測量につきましては、2.09万平米ですね、必要なのではないかとということで設計上は考えております。あと、補償調査が必要なところは、これは家屋とまでいくかというのは現地調査しないとわかりませんが、約14戸ほど補償調査しなければならないのではないかなと考えておりました。あとは、補償の考え方なんですけれども、こちらはできる限り工事のほうで補償したほうが早いのではないかなということで、その辺の補償調査関係、工事との関係を踏まえながら設計を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） これで質問終わりますけれども、今答弁いただいた中で、4メートルを有効幅員として確保するために落ちふた式の側溝を設置されるということであります。耐荷重的には多分Tの14以上20ぐらいには見ているのかなというふうな捉え方ではありますが、それも現況の側溝の受け皿のほうね、ふたがついてなくて受け皿のほうの状態を見て、そこは

つけかえを想定になるかなということで描いていていいんですかね。それだけちょっと、最終的にそこだけで結構ですから。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、これ夕陽が丘団地の部分、白萩避難場所からすぐおりてきた部分になりますけれども、こちらのほうは夕陽が丘団地の部分が上げふた側溝となっておりまして、ふたがかかっていないとか、上げふたのものをそのまま置いているとかといって段差がありますので、その辺は全部段差を解消しまして、落ちふた側溝にしていきたいと思っています。落ちふた側溝、道路用側溝ですので、20トン以上のものという形で考えておりました。

あと、ふた全部調査しますけれども、車道用のふたになっていないものは全部車道用のふたにかえていきたいと考えております。

あと、同時に、通学路の安全確保という点もありますので、電柱が余りにも出ているものとか、そういったものも寄せていければというふうに考えておりました。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 確かに現場をさっと、この議案をいただいて見回したときに、やはり現況は旧態の宅地造成等規制法か、あるいは都市計画法の開発行為等ででき上がった団地なんだろうなということでふたがかかっていなくて、その分を町道という形で供用開始されておって、その実態を付近の隣接する住宅地の利用者の皆様かなり不便を来していると。より安全性を求めた場合には、今課長が答弁なされたような形式に早めに切りかわっていけばいいんだなという理解ですので、ぜひともそういった配慮でよろしく願いいたします。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 1つ、一番最初の2款の1項11目の電子計算費ですね、マイナンバーカードの記載事項の充実を図るためのシステム改修費ということで、どういった項目ふえるのか、それから、マイナンバーカード、町で使えるスペースもあると思うんですが、その辺の使い方とかというのは町で考えているものなのか、その辺はどうなのかお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、制度に係るシステムのほうについて企画調整課のほうで回答申し上げます。

こちら、社会保障税番号制度に係るマイナンバーカード等の記載事項の充実としまして、住

民基本台帳、こちらのシステムにおいて公的書類への旧姓併記を可能とするためのシステム改修でございます。こちら、公的書類なんですけれども、住民票の写し、あとはマイナンバーカード等への情報の追加、あとは移動情報をこちらのシステムのほうで改修するものでございます。

今野議員のほうからのご質問でありましたマイナンバーカードにつきましては、太田課長のほうからということをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 一般的には、住民票とか印鑑証明とかということで、例えばコンビニ交付というのがあるんですけれども、当町の場合については、そこまではまだ至っていないというような状況でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。国のほうもマイナンバーカードをどのようにして普及するかということで、来年の消費税引き上げに向けてこのマイナンバーカードを利用して少しでも税の還元がされるようにというようなことも含めて考えておられるようなんですが、そのほか、自治体での利用促進のためのスペースがあるわけなので、その辺の利活用という問題も町として当然考えているのかなというふうに思ったんですが、今後も余り考えないということなのかどうか、その辺はいかがなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 太田課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 検討はさせていただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質問ございますか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 若干ですね。実は、今回の補正なんですけれども、増額補正になっておりまして、9月の決算の議会において不用額の質問をいたしました。今回、増額ということで、736万3,000円が補正で減額になって、あとは全体的に3,200万円がプラスになったというようなことであります。そういう中で、前年度の決算では4億5,000万円が不用だったというようなことでありまして、これはどうなんだという質問しましたところ、副町長、町長の答弁もありますけれども、事業の進捗状況を見ながら補正するなり、補正していきたいというようなことで、12月議会、3月議会においてそういう必要ならば減額補正していきたいという、不用額を出さないように努めていきたいと。また、町長は、年4回定例議会があるので、3カ月ごとに見直していくと、そういうことで職員にもそのことは言っているというようなことでございます。今回、土木費だけで736万円なんですけれども、そのほかの課は

そういうことはなかったと。今回は人事院勧告に基づいての給与の面、手当の部分というようにことが主だと。今、あとは議案ありましたとおりのいろんなところがありますけれども、そういうことでこの12月議会ですね、そのような減額をするような決済に向けての不用額余り出さないような、そういうご指導とか、そういうものは職員の皆さんもどのような精査なされたのかということを知りたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 確かにことしの9月の決算議会で不用額が結構出ているので、こういう取り扱いということ为先ほど議員の方と。というのは、不用を出さないというよりか、当初予算をとったやつの執行状況について、決算を踏まえて12月、11月、新年度予算は11月いっぱいに入力になりますので、その前に執行状況全部確認してくださいと。その状況を踏まえ、新年度予算にもそれを反映するようにと。当然、執行残を起こさないように、あるいは前倒しするなり何なり、いろんなことを考えられるので、執行残を出さない手法をとってくださいと。特に備品とか消耗品ですね、さっきは議員からいろんなことありましたけれども、そういうことはもうたしか私の課長会議とか予算編成のときで、課長会議でも何回か予算執行についてはお話をしていたかと思います。相当、たしかしていると思います。そういうことで、職員の皆さんもいろいろその部分は見ているのかなと思います。ただ、今回の補正に関して具体的にこの部分はこういうふうに補正するところまではまだ行っておりません。各課で今執行状況を全部、私のほうでは私のデスク見られますので、そして個別にちょっとお話をさせながら今仕事をしております。多分、最終的な判断としては3月議会あたりで相対的なものを補正、あるいは新年度、最終的に2月印刷までかかるんですけど、前倒し執行残、多分少し、例えば余ったと。そしたら、これを次年度考えている委託からこれを前倒しして執行していく、そして次年度予算を少し査定おろすとか、そういういろんなことを考えていきたいと思っております。そういう意味で職員には随時課長会議を通じてお話をしているという状況であります。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） その辺今、副町長が答弁なされた、当然それ言っていると思います。この質問は菅野議員も同じような質問していましたので、その辺は今度の決算とか何かということもやはりちゃんと見させていただければならないと。こういうことで、過日のこの新聞記事あるんですけども、12月4日塩釜議会において、復興交付金事業を含めて6事業での発注のおくれや不用額の減額に伴う決算整理のためにというようなことで、2億7,000万円の

減額補正だったというようなことで、こういうこの不用額ということを事前にこういうふうにして出してきているわけでありまして。そういうことで、今回、副町長言われているように、そこまでの不用はないと。でも今後、3月に向けて不用額出さないような、そういう補正を組んでいきたいと、このようなことになると思いますので、その辺をしっかりご指導いただければと、このように思います。そういうことでよろしくお願ひしたいと申します。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 不用額出さないには、例えば光熱費とかそういう限られたものについては、逆に不用額として余り手をつけないところも部分的にありますので、そういうふうに残り修繕とかそういうもの、事業課ですと各施設でもって修繕とかあるようなところ、3月末だとよく凍結なったりしてどうかかわからない。金はあるけれどもというような場合。ただ、その節の項目とか場所を公共施設管理状況を見ながら、そこは判断させていただきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そのためには、3月の31年度予算が重要になってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

それから、先ほど後藤議員もおっしゃいました。これ予算に絡むので、出ていますからちょっと駐輪場のことなんですけど、これ議案のとき言えばよかったんですけども、あそこの管理人というのは何時から何時までなんですか、勤めているわけですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 駐輪場の管理人につきましては、朝2時間、夕方2時間程度いる形になりますけれども、7時から9時ごろまでとか、朝はですね、あと夕方は3時から5時ぐらいまでいるのかなという形で確認しております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 4時間ということですね。それで、その間、あの中には防犯カメラついておりますね、1台、2台ですか、入口と出口にね。それ以外、賠償責任の義務があると、ありますよね、条例の中にね。その中に管理人いればいいとは思いますが、それ以外どうするんだと。もし万が一、見えない部分、防犯カメラに写ってなかった、そういう状況の中で、もし損害与えた、その損害賠償というのはどこで誰が持つのかと。松島町が持つのかと。そういう義務が生じてくると思うんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 条例の中で損害賠償義務につきましては、全部町では負わないですよというような形で制定しております。指定管理者さんになった場合も、条項のほうで読みかえ規定のほうで最後のほうにありますけれども、そちらのほうで全部同じ条件となりますことから、町、指定管理者では車ぶつけたとか、あと車に傷つけられたとか、そういったものについては責任は負いませんという形で、免責義務ということで全部うたっております。

あと、防犯カメラになりますけれども、防犯カメラ、1階のほうには2台設置させていただきます。入口側の入り口のスロープのところと、一番奥の役場側のところに1台ずつ設置しますけれども、こちらで死角はないような形で考えられるのかな、車につきましてはありますので、その辺で確認していければと思っております。

なお、防犯カメラにつきましては、1カ月間ずっと見られまして、1カ月単位ぐらいで上書き保存になるという形ですので、1カ月までは確認できるというふうな形になっております。確認方法は、モニターって駐車場内にはないもんですから、SDカードを抜いてきまして、パソコン上で確認するという形になります。以上でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第91号平成30年度松島町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を15時30分といたします。

午後3時18分 休 憩

午後3時30分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第 1 4 議案第 9 2 号 平成 3 0 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第92号平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第92号平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 9 3 号 平成 3 0 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第93号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第93号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第94号 平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第94号平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 歳入であります。観瀾亭松島博物館の収蔵品修復事業に対して東日本鉄道文化財団地方文化事業支援助成金なるものが入っておりますが、この助成金の、私この議員になってから初めて耳にする助成金でありますけれども、こういった内容のもので、今後こういった助成金が町内における文化財等にも展開可能なのかも含めて、そういった交付要綱的なことも踏まえてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） こちらの東日本鉄道文化財団でございますが、こちら国鉄が民営化になった平成5年を契機に設立された財団となっております。実際、JR東日本エリアの貴重な文化遺産や伝統芸能などを保全するために資金援助を行うという、そういった財源の仕組みとなっております。こちら、対象にならない事業もございまして、イベントなどの一過性のものだったり、商業利用等営利を目的としたものや販売する作成物は支援の対象外となるもので、そういうふうに決められております。また、こういった財源が、また今後利用できるか否かにつきましては、そのJR東日本エリアの中で12の支社がございまして、その中で1支社につき1事業、それぞれ取り上げていく順番が決まっております。今まで見ますと仙台市、岩沼市、蔵王町などは期間をあけて2回、複数支援を受けているような状況にございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 助成要綱なるものはちょっと私調べてなくて申しわけないんですが、町のけさの河北新報だったかな、観光史跡巡り等でそのルート上にある文化財等ですね、それらに対して、この場合は仙台空港から平泉のほうまでというふうな流れの中で、松島の特に、

財産的に、段階的にこうやって助成金を活用して何らかの展開が可能ではないかなと、ふつと読ませてもらったものですから、きょうこうやってお尋ねしているんですけれども、そういったことを今後の中で、時間的にかなりスパンがあくかもしれませんけれども、描きの材料、投入すべき財源として考慮いただくという考え方にはなりませんかね。その辺をちょっとお聞きします。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 財団の支援要件を見ますと、やはり、繰り返しになって申しわけないんですけれども、文化財的なものとか、伝統芸能的なものを支援の対象としたいということになっておりまして、今お話された、例えば松島町内の皆さんが余り知られていないようなルートを、そういったものを商品化して造成した場合、支援をいただくかということについては、J R 東日本で別個に駅長の小さな旅ということで、春と秋ですね、2 回行っているものですから、そういったところで支援をいただいているというふうに理解しております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。11 番菅野良雄議員。

○11 番（菅野良雄君） くだらない話になる。けさ、わざわざ観光課長が議会の控室に来ていただいて、なんでも鑑定団の話、お聞かせいただきましたけど、前にも聞いたことあるんですが、博物館の収蔵品にはそれなりに価値のあるものもあるよというふうな答えを聞いたような気がします。そこで、その鑑定団に何かいいものあれば町長持って行って、鑑定してもらったら、これもしかするとすごいことになって、誘客のためにすごい宣伝になるんじゃないかなという思いがしましたので、そういうことをやりませんか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 事務局が町に訪れて雑談した中で、そういう余談は私しましたが、町が持っているようなものについてはだめなようでございます。一応、余談では話はしました。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11 番（菅野良雄君） 個人的なものに限るということ、それじゃあ。ああそうですか、はい、わかりました。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑受けます。8 番今野 章議員。

○8 番（今野 章君） 今のお話聞いていろいろわかったこともあるわけですが、観瀾亭博物館は、昔々の話になりますけれども、鑑定もしないでよくわからないものを飾っていたことがあったんですね。まあいろいろあつての話だったんですが、花瓶が何か、つぼですかね、そ

のつぼの底に墨で伊達とか何とか、わからないですけど、裏書されていたので、これは本物だと。素人が言ったんだと思うんですがね、ということで飾っていたということがありました。それでいろいろあって、職員の方も処分がされたりとかというようなこともあったんですが、やっぱり観瀾亭の所蔵品の本当に本物なのかということを含めて、今お話にあったような鑑定作業というのも大事なのではないかなと。今回４点について所蔵品の修復をされるということなんですが、その４点はまず本当に本物なのかと。にせものに金かけないようにしたほうがいいよということもあると思うので、その辺の手続き上の問題というのはどういうふうになるのかね。それから、今現在、何点ぐらいそういった所蔵品があるのか。それらの今後の取り扱いについて、評価ですね、どうするのかというところについて、どのような考えを持っているのか教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 鑑定評価につきましては、今の状況を正直に申し上げますと、１点１点の評価は行っていない状況でございます。その点につきましては、２点ほど理由がございます。まず、財源的な問題もございます。収蔵品は９月の定例会の一般質問の中で、全部権利関係、あと老朽化したものを除いて５３３点ぐらいあるというふうにお答えさせていただいたんですが、１点当たり七、八万円鑑定費用がかかると。相場がそうなんだそうです。それを仮に全部やったら３、８００万円ぐらいの鑑定費用がかかってしまうという状況でございます。また、私も教えていただいたところなんですけれども、見る人によって鑑定の差が相当離れていると、一律ではないと。道路や建物のように誰が見ても同じような鑑定が、近いものができるというよりどころがないというところがあって、鑑定評価を実施しないところがございます。実際、近隣のほうどうなのかなと私も気になって確認させていただいたところ、仙台市や多賀城市も、現在、鑑定評価一切行っていないという状況もありますので、収蔵品につきましては正しく管理、持ち出されたり等しないように管理していくということに努めたいと考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑受けます。８番今野 章議員。

○８番（今野 章君） わかりました。

それから、議運のときもお話させていただいたんですが、言ってみれば、公会計制度になっていくときに、町の財産がどれだけあるのかということも出てくるのかなと。そのときにこういった文化財といいますか、所蔵品の財産的な価値というものをどういうふうに評価するのかね、その位置づけというものについてどんなふうに考えられるのか、その辺について教

えてください。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず、このような観瀾亭にある収蔵品のことにつきましては、まず物品という扱いになりまして、国のほうで出しているマニュアルによりますと、取得価格、あと見積額って鑑定額なんです、50万円、美術品は300万円以上の場合にその取得価格を資産として計上というふうになっているところでございます。これを含めて、先ほど安土課長が申し上げたように、1点1点幾らなのかどうなのかということで、価値、台帳の整備もなっていないと。県にちょっと確認したんですが、県では取得価格が幾ら幾らと定めているものについては台帳も整備していると。そちらについてはそちらの財産のほうに上げていると。ちょっと取得価格がわからない、また、寄贈してちょっと価値もわからないというものについては、そちらのほうに反映していないということで、町においても今のところ観瀾亭博物館のほうについての貯蔵品については、ちょっと取得価格、見積額もわからないということで、ちょっと計上しないということでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。とりあえず今回4点やるわけですが、この4点についての評価というものははっきりさせておかないと、無駄金を使うということもあり得るんじゃないかという気がするんですが、その辺はどうなんでしょうね。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 修復しまして、たくさんの人に見ていただく状況になっていくかとは思いますが、やはりどの範囲まで鑑定費用をかけられるかという議論にもなりますので、その費用とあわせて、今現在のところは町に所属しております学芸員の意見をもらいながら、また瑞巖寺さんの学芸員の力を借りながら、保存のほう管理していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 学芸員さんの目というのも確かなんだと思うんですけども、どうなんでしょう、いわゆる大学の研究者とか、こういうものを研究されている方もいるのかなと思うんです。そういう方々に見ていただく、やっぱりお金かかるんでしょうけれども、何かしらきちんとしたものなんだよということがわかるようにして展示をするというふうにならないと、前も、最初にお話したとおり、にせもの飾っていたことあるわけですよ、言ってみれば。それはやっぱり町としては恥ずかしいことになるのではないかなという気がするもので

すから、こうやってお金かけて修復をするということであれば、その辺もきちんと責任を持って展示できるものにしていかなければならないのではないかなと、そんなふうに考えたものですから、ぜひそういう意味では、鑑定になるのかどうか分かりませんが、大学の教授先生あたりに、伊達さんのこれは書いた字ですよとか、そのくらいのお墨付きはもらうとかということがあってもいいのかなとは思いますが、その辺はどうなんですかね。無理なんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 今、ちょっといただいた意見を取り入れながら、かなり班内においても費用とあわせて、費用、実際にかかるのかどうかも含めて、取り組んでいきたいと
思います。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第94号平成30年度松島町観瀾亭等特別会計
補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第95号 平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第95号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算
（第4号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第95号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第96号 平成30年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第96号平成30年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第96号平成30年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第19 一般質問

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。1番杉原 崇議員。

〔1番 杉原 崇君 登壇〕

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。一般質問に入らせていただきます。

なるべくスムーズに終わるようにしたいと思います。

まず初めに、先月、今回12回目を飾りました松島大漁かきまつり i n 磯島について、町の皆様に多大なるご協力を賜りまして感謝申し上げます。来場者も去年より大幅にふえまして、カキも大分売れました。

また、ことしは松島中学校の吹奏楽部の皆さんにも出演していただいて、松島で学んでいる小学校、中学校、高校生に、実は出演していただいた後に、松島のカキを食べてもらうということを毎年しておりまして、みんなに食べていただいて、すごく喜んで帰られたという話を聞いています。本当に、それも含めまして、これはいろんな面で町の皆さんに協力いただいたおかげだと思っております。ありがとうございました。

今回の一般質問に移ります。

今回は、松島ハーフマラソン大会について町の考えをお聞きしたいと思います。

ことしで42回を数えた伝統ある松島ハーフマラソン大会には、たくさんのランナーが参加しています。参加者のほかにも応援の方も含めると多くの方が松島に訪れる機会にもなっており、また、大会終了後に多くの方が松島を観光されているということで、松島にとってもすごくにぎわう1日となっております。

しかし、昨年からはまった東北・みやぎ復興マラソンへの注目度が高く、さらにお互いの開催期間が短いということで、エントリーもかなり減少しています。具体的な参加者数ですが、エントリーはもう少しあるんですけども、実際に走った人数が2013年、第37回は7,089人、2014年、第38回は7,008人、ここから徐々に減ってくるんですが、2015年の第39回は6,502人、2016年、第40回は6,326人となっております。そして、復興マラソンがはまった2017年の第41回は、極端に減って4,549人、ことしの42回はさらに減って、4,295人とピークからは2,800人余り減少しております。ことしはさらにランナーの評判がすごく悪く、これからさらなる参加者減少も考えられます。ランナーの手荷物預かりが無料になったのはよかったのですが、大会パンフレットがなくなったり、紙の完走賞をやめてウェブ発行になってしまったため、携帯やパソコンが使えないと順位がわからない。極端なのは給水所の水がすごくまずかったという悪評までありました。こういった話は、RUNNETというサイトに載っておりまして、実際に走ったランナーの感想が書かれております。ちなみに総合評価として点数化されており、それによりますと松島ハーフマラソン大会の評価が100点満点中56.2、東北・みやぎ復興マラソンが78.0とかなりの大差がつけられております。

そういった中で、町は共催という形での協力ではありますが、今後、町として何ができるの

かを考え、よりよい大会にすることが町にとって観光振興や健康づくり、さらには教育までさまざまな面につながっていくのかと考えております。

そこで、まず、現在の松島ハーフマラソン大会への町としての協力体制について伺いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今後の松島ハーフマラソン大会というタイトルでの質問でありました。

現在の町の協力はということでもありますけれども、現在は、このハーフマラソン大会、宮城県内でも歴史のある大会というふうに、ことしで42回を迎えたということでもあります。議員の皆様方には毎年予算等でおわかりかと思いますが、補助金50万円交付して、大会前日の準備及び当日の対応に職員が参加しております。

詳細については担当課長より説明させます。なお、手持ち資料の選手の参加人数も若干違うようでありますので、あわせて報告させます。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 補助金についてでございます。

補助金につきましては、カキ汁のお振る舞いにかかる経費の一部として交付させていただいております。

また、職員は前日の準備から始まって、当日の給水やお振る舞いで使用する番所の準備、後片づけなどを担当し、一日その日は張りつけという状態で支援をさせていただいている状況でございます。

また、議員のほうで完走者数をお話されていたかと思います。平成30年、今回の第42回は4,295人ということでお話されたかと思いますが、出走ということで実際スタートした方は4,804人ということで、ちょっと完走した方と実際走った方に差はありますけれども、それにしても5年前の平成26年度から比べると、約2,500人が減少しているという状況には把握しております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 済みません、これ完走した人数ですよ、私が言ったのはね。済みませんでした。

50万円の補助ということで、観光班以外にもどこか協力している課とかというのは実際あるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 町としては産業観光課が窓口として支援をさせていただいておりますが、各種団体としては婦人会等がカキ汁のお振る舞いで支援をいただいているところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） その辺の協力があるということで、ただ、主催がKHBなので、なかなか踏み込んだ協力というのは難しいのかなというのは思っております。

また、隣の東松島市も共催という形になっているので、いろんな面で難しいのかなと思っております。

ただ、スタートとゴールが松島ということで、参加者、応援者も多くの方が松島に訪れる機会となっておると思います。そこで、現在、参加者とか松島に来られた方の観光対策というのは何か行っているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 観光対策といたしましては、松島のカキを知っていただくよい機会としてカキ汁をランナーへ提供しております。また松島ハーフマラソンのパンフレットやホームページでイベント等の観光情報を掲載している状況でございます。なお、ハーフの部の上位入賞者につきましては、韓国の済州国際観光フェスティバルへ招待されます。同じく、あわせて松島ハーフマラソンにも済州の選手が参加していただくなど、国際交流を図る場となっており、松島を知っていただく機会にもなっていると認識しております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） なかなか踏み込んだ協力というか、その対策というのではないのかなと、今聞いても思うんです。せっかくランナーが来て走った後に、松島の温泉に入ってもらうために入浴券、割引券とかそういうのを配ったり、2月にあるかき祭りと一緒にほろ酔いまつりなんかが、いろんな店舗を回るというまち歩きを考えにもつながると思うので、こういう考えもいいのかなとは思いますが、何か具体的にこれから、このほかに考えている観光対策とかというのは、今急に言ってもあれなんだろうけれども、何かありますか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 以前は、松島の観光パンフレットなどイベントのわかるものをランナーの皆様に配布させていただいた経緯がありますが、それが捨てられたりするなど、ごみにつながっているということございまして、向こうのKHBさんと話をし取りやめたという経緯がございます。ただし、今のところホームページやスマホなどで見られるような

状況に皆さんございますので、その中で、先ほど言ったイベント情報のほかに、今後のイベントがハーフマラソンに参加していただいた方にわかるような取り組みを少しKHBと話し合いながら進めていきたいなと思います。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） ぜひ、それをよろしくお願いします。

先ほど、カキのPRにもつながっているというカキ汁の話もあったんですけども、実は、カキもことしも磯崎の組合には10キロしか注文来なくて、実際はどこかの冷凍のカキを使っていて、それをカキ汁、松島のカキとは言っていないのかな、カキ汁を提供しているということで、生産者としてはすごくおもしろくないんですね。これが松島のカキって、食べる人によっておいしいか、おいしくないかはあると思うんですけども、自分たちがつくっているカキを松島に来てもらって食べてもらいたいのに、違う産地のカキを、それも冷凍のカキ汁を食べてもらって、これが松島のカキなんだと思ってもらうのはちょっと、そこはちょっと私の中では納得いかないんで、そこはちょっとKHBさんと話はしてもらえればなという思いであります。

そのほかにも、マラソン大会といえばエイドステーションというのもありまして、給水ポイントのほかに、ほかのマラソン大会だと軽食なんかも提供しております。東北・みやぎ復興マラソンだと地元のキュウリだったり、トマトだったり、はらこめしなんかも提供をしております。ですので、松島の食材を、本当の食材を提供するのが本当のPRにつながるのではないのかなというのを思っております。

また、交流館の駐車場で出店している方もいらっしゃるんですけども、なかなか店舗も少なかったり、地元の食材とかを販売しているスペースも少ないという声も聞いております。現在、まつの市だったり、産業まつりだったりを開催しているんですけども、せっかく多くの方が訪れる機会になっているので、この日に合わせて開催するのもいいのかなと、松島の食材のPRを兼ねてというのも考えてはどうかなと思うんですけども、その考えはどうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、そのカキが冷凍云々ということもありますけれども、一応カキ汁については自衛隊の方、それから婦人会等のお力を得て振る舞っている。実際、走ってきたランナーの方々、私の身内も走っていましたが、走った方々はやっぱりおにぎり持参でもう来るんだそうですね。おにぎり持参でカキ汁が出るのわかっていて、それで食べると。

少ししょっぱみのあるほうがおいしいんだという話を実際聞いております。その後に、そのグループ、グループで全員ではないですけども、温泉があるというのを知ってまして、温泉に行かれる方もいるという、そういう楽しみ方はされているようです。ただ、今、杉原議員が言うように、もっともっと同じカキだったら地元のカキをということで言われているんでしょうから、実際はKHBさんも正直言って予算的なこともあるんだろうというふうに思います。ランナーが不足すればそれだけ参加料が入らないということになるので、大会的には大変厳しくなっているという話は聞いております。そしてまた、これ主催者はKHBも東日本放送も、それともう1つは一般財団法人宮城陸上競技協会、要するにこれはタイムを競っていることもあるので、陸連が関連しているということもあります。そういったこともありますけれども、地元の生産者等がもっともっとこのブース等に参加できるように、実は今でも利府松島商工会が牽引してあそこに出店してもらっているのがありますけれども、その出店の仕方については、もっともっとPRをしていきたいと思っておりますし、利府松島商工会のほうにもお声がけをどんどんしていきたいと思います。

なお、松島の食材、これ以外にもまだあると思います。カボチャとかそういった、実はお菓子を実際自分たちでつくって売っている方も高城の方々はおられます。そういった方もおられますので、そういった意味でもっともっと地元の食品がPRできるように、我々も取り組んでいますし、議員さん方も同じ立場でいるのであれば、議会のほうからも広めていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 先ほども話はしたんですけども、まつの市だったり産業まつりの同時開催という可能性というのは難しいものなんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 松島ハーフマラソンを行う際には、交流館の駐車場の全てのヤードと松島町中央グランドを使うということになります。産業まつりの規模ですと、単純に考えると規模的には産業まつりに来るくらいの方が入るようなキャパにはなっていないんじゃないかなというふうには考えられます。ただ、まつの市に関してはその出店者数も産業まつりよりはちょっと小規模というふうにもなっていますので、それにしても来ていただく方の駐車場をきちんと確保して、そしてさらに参加した方がそこでも見て、味わっていただくような場になるかどうか。これは町だけではなくて地産地消実行委員の皆様にもちょっと聞いていかなければいけないところでもありますので、今ここでできるかどうかの可能性はお

話できませんが、お話としてはどのようなものかというふうには伺っていきたいと考えています。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） ぜひ、地産地消実行委員会の方とお話をしていただいて、できれば協力をお願いできればなど。それが松島の産業のPRにもつながりますし、先ほど優勝の特典として韓国のマラソンに行くということで、副賞として韓国のマラソンに行くということで、副賞として松島の食材を提供なんていう話もちよっとおもしろいのかなと、そういう話もあるので、地産地消委員会の方とちょっと話をしていただければと思います。

次に、今度はコース設定についてのお話になります。

松島ハーフマラソンのコースである県道奥松島公園線は、坂が多いのが特徴で、かなりきついとの話ではありますが、松島とは名ばかりで、田園地帯を走るという評判もあります。もう少し海が見えればよいのかなという思いがあるんですけども、防潮堤が高くなり、さらに見えなくなってしまったということもあります。

先ほど話しましたRUNNETにもこういったことは書かれており、もう少し松島を感じられるコースだったらなというのも書かれておりました。ハーフの部だと奥松島まで行きますが、復興工事もまだ終わっていないのでなおさらそう感じてしまうのかなというのがあります。ハーフのもちろんエントリー数もかなり減っているのはあるんですけども、東松島も共催ということで、松島らしいコース、松島湾の見えるといたら45号線なんですけれども、東松島との共催でもあるのでなかなか難しいかなというのがあるんですけども、45号線も復興工事が終わって道路も広くなり、さらには現在、橋のかけかえなんかも行われているので、新しく橋がかかってからそういった、走るのもいいのかなというのがあります。実際、全日本実業団女子駅伝、クイーンズ駅伝では45号線もコースとして使用されております。

45号沿いを実際コースとしての設定というのは難しいものなののでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島らしいコースということでありますけれども、ことし42回を数えたと。過去40回は東松島のほうにずっと行っていたんですね。ここ2回は我が家のほうにまで、向こうちょっとかさ上げ等で行けないということもあって、我が家のほうに来ているというのがここ2回ほど続いておりますけれども、これまで、例えば東日本大震災のときも休まないでこのマラソンは継続してきたという経緯があります。それはやっぱり東松島の力もあって、松島と東松島ということでずっとやってきた経緯がまず1つあると。松島が例えば、今

議員が言われるように別なルートでシフトしたらどうですかということではありますが、やっぱりこれは今までやってきた経緯を踏まえて、やっぱり考えていかなければならないと思います。ですから、私のほうでKHBさんとか陸連のほうにこうこう、こういうふうに、例えば実業団女子マラソンのように国道45号という提案はなかなか厳しいのかなと思っております。それから、女子の実業団のときの通行どめの時間帯と、それからこの例えばハーフマラソンで通行どめをする時間帯では全然違ってくるわけですね。実業団女子駅伝の場合は追いかけて通行どめにしていくと。このハーフマラソンの場合は、例えば行ったランナーが帰ってくるまで、ある程度タイム的に何分オーバーすれば全部招集されるんですけれども、そういった時間帯での競技になると。そうすると2時間とか3時間通行どめになるということになると、国道45号、ことし瑞巖寺のお祝い行事で武者行列やりましたけれども、あれとはまたちょっと違った内容になってくるのかなというふうに思います。そういったこともあって、関係する自治体、それから放送会社等々と考えなくてはいけないと思います。

それから、先ほど岩沼の復興マラソンのお話もされましたけれども、去年はKHBの前に復興マラソンは行っただと。ことしは復興マラソンはKHBの後に来てくれたということで、ランナーとすればハーフを走った後はフルマラソンがどちらかという走れるという話聞いています。先にフルマラソンやっちゃうと、次の週ハーフマラソンはきついんだそうでありましてけれども、こういったことがあって、復興マラソンは私行ったことないからわかりませんが、向こうは平たんなコースだと思います。松島は42回も歴史をつくったということでもありますから、参加者が前に戻っていくように、町としてもいろいろ努力はしていきたいと、このように思っております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 今その間隔のお話あったんですけれども、実は私の近いというか、かみさんのお姉さんなんですけれども、全国あちこちマラソン大会出ているんですけれども、その姉も毎年来ているんですけれども、その方いわく、フルマラソンとか普通に走っている方いわく、ハーフ走ってフルを1週間の間ではまず無理だ、記録を出す人にとってはまず無理だという、そういう間隔の問題もあるので、そこは向こうとの調整というか、もう少し、ただこの時期はマラソン大会が多いので、その調整は難しいとは思いますが、そこら辺の話し合いもできればなのというのは思っております。

また、コース設定はなかなか難しいのかなと。東松島さんも共催でいろいろとあるので、距離的に宮戸まで行けばいいのかなと思うんですが、そこまで行っちゃうとハーフになら

ないのかなというのもあるんですけども、海が見えるといったらそこまで考えていかないといけないのかなと思いつつ、そこはKHBさんと東松島といろいろと協議をしながら、いいコースになっていけばなと思っております。

今度は、子供の話をちょっとさせていただきます。

松島第一小学校では、2年前まで持久走大会があり、子供たちはこれに向けて放課後だったり、朝だったり、早く来たりして、これに向けて練習している姿が結構ありました。ただ、昨年から大会は中止になってしまい、今は行間時間に走っているというのがホームページなんかに掲載しておりました。

子供の中には運動が得意な子だったり、楽器が得意な子、歌が得意な子とさまざまな子がいると思います。その中で、短距離だと運動会があるんですけども、長距離が得意な子は、頑張れるというか、そういうところがなくなってしまったので、なかなかちょっとかわいそうかなという思いがありました。

現在、松島ハーフマラソン大会では、ハーフと10キロと5キロの部がありますが、以前は中学生3キロという部もありまして、保護者の方がたくさん応援に来て、沿道にいっぱいいたのが思い出されます。もちろん走りたくない子も、持久走大会はあったんですけども、ただ、その持久走大会に向けて頑張っている子たちがたくさんいたというので、その子供たちの目標を何となく減っているのかなという思いがあります。そういった面で、持久走大会の話になっちゃうんですけども、そこは教育委員会としてどういう、すごい振り方なんですけれども、考えをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 持久走大会についてお答えしたいなと思っております。

まず、第一小学校の持久走大会、2年前に中止になったということは、私も知っております。いろんな方々が残念だなというお声をかけていただいておりますが、あれはマラソン大会というイベント化になってしまって、体育の延長上で持久走、行間マラソンをしていたというのがだんだん大きな形になって、保護者がたくさん集まり、一喜一憂して、もう通常の体育の授業ではなくなっていったという形があるので、私出てからの話なんです、校長先生、それから職員の方々、あと多分PTAの方々も入って検討した結果、あのような形になったのではないかなと、私自身思っています。

あのマラソン大会がなくなったから、では体力を継続してつけるにはどうしたらいいのかということで、マラソン大会はなくなりつつも、さっき議員さんがお話ししましたように、行間

マラソンは実施しております。ですから、体育の教科体育といいますけど、教科体育の補充という形で、補強という形でそういうことはしております。子供の楽しみを奪ったという形になるかとは思いますが、別な意味ではちゃんと体育の授業はしていると解釈していただければいいかなと思っております。

また、いつも私言ってしまうことなんですけれども、英語の教科は70時間というのがやはり重くのしかかっておりまして、行事の精選というのがどの学校もしていかなければならないという形で考えているのではないかなと思っております。

ちなみに、第二小学校ではもうやっております、行間マラソン、2学期ですけれども、松島湾一周マラソンということで、一周を目指してスタンプを押していくと、こういうやり方もありますし、五小では年中走っていると、朝も。子供の体調に応じて、それでカードにこれも記入して、そうやって子供たちの励みにしているということがございますので、マラソン大会は中止になりましたけど、きょうこのようなことがあったということで、また学校にもお話をして、何か楽しい形になるように計画していければかなと思っております。ご意見ありがとうございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） その子供たちの目標ですね、これに対して頑張っていくというのは、今のお話だとなかなかどうなのかなという思いがあって言わせていただきました。

ちょっと余談になっちゃうんですけれども、授業数がなかなか厳しいということで、ことしは書初めも、ことしから希望者のみになってしまっていて、今までは全員書いていたのに、希望者だけで、紙とかも全部購入してくださいとかっていうのもお聞きしまして、保護者の方から。それもすごく残念だって。それだったら本当に書道習っている子たちしか書初め出展しないよねという話も実際伺っていて、子供たちがすごく頑張れるというか、書道をしていなくてもそれに向けて頑張る目標設定というふうな、そういうのを奪っていくのもどうかなと思って、話はさせていただきました。

そこで、この質問の中で、小学生の大会参加はできないのかという話を書きました。実は、山形県の天童市でラ・フランスマラソンというのがありまして、小学校3年生から中学生3キロという種目があり、子供たちの腕試しの実は大会になっているという話を聞きました。小学生だけでも男子が171名、女子が125名と多くの参加があつて、かなり盛り上がっているということです。町としても子供たちの体力向上にもつながりますし、目標にもなると思います。ただ、先ほども話ありますが、KHBがあくまでも主催なので、ちょっとそこは難し

いのかと思うんですけども、そういった小学生の大会参加をKHBにお話するというのはなかなか難しいものなのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 参加者数等が減っている中、小学生のそういった参加についてはいい取り組みだなとは思ったところだったんですけども、やはり主催者側にちょっと確認をさせていただきました。実際のところ、費用の面と、あとハーフマラソンとの兼ね合いから生じるコースの距離設定、そして時間的な制限に伴いまして、ハーフマラソンのある大会での同時開催は難しいという回答をちょっと得ております。この回答につきましては、以前、中学生の部3キロ、これを設けた実績を踏まえて、松島ハーフマラソン大会においての小学生の参加は難しいのではないかなというふうに考えております。以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） そうしたらなおさら小学校にまた持久走大会の復活、ちょっと話が転々するんですけども、お願いできれば。なかなか授業数の問題もありますでしょうけど、そこはお願いして、教育長答えられますか、じゃあお答えをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 今、議員さんのほうからお話あったお願いについては、私のほうには入りましたので、あと学校がどう判断するか、校長と、あと職員と、保護者とPTAの方々と協議して対応してまいりたいと思います。

今あることをだんだんにとっていくと、みんななくなったような気がするんですが、実は新しいのもたくさん来ております。いろんな、例えば、防火書道展とか、租税の標語とか、学校は外から来るいろいろな要望も十分に応えているということだけのご理解いただきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） ぜひいいものは残していただいてという考えですので、ぜひそこはよろしく願いいたします。

次に、松島独自の参加拡大策をと書いております。子供たちだけではなくて、町民の皆様に参加してもらえれば、それこそ町民の健康増進につながるのではないかと考えております。今月の広報によると、今年度の健康診断で、昨年度に比べ改善はされましたが、県内、全国平均に比べてまだまだ血糖値が高い数値であると書かれておりました。また、BMI、肥満

度をあらかず体格指数も平均に比べて高い結果だったということで、食生活の改善や、もちろん適度な運動も必要なのかなと思っております。昨年に比べて今年度は比較的数字は改善されたということで、健康長寿課の児玉課長を初め、皆さん頑張られたと思うんですが、これに関して一言だけ何かご感想をいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 広報を熟読していただいて、大変ありがとうございます。全国的に糖尿病対策というのが大きな問題になっておりまして、少しでも住民の方が改善されたことを、ぜひ広報のほうに周知したいということで、担当のほうも頑張っております。健康づくり班のほうでは30分でE-Styleとか、ウォーキングマップとか、スポーツの関係とか、生涯学習のほうとも連携していろんな仕掛けをしております。マラソンとかに直接参加しなくても、応援に行くことが、またそれが生きがいづくりにもなるでしょうし、そういった一流のスポーツを見ることで、クイーンズ駅伝の後に学校に指導に入っていたりとか、子供たちへの意識づけとか、夢を育むというものにつながっているのではないかなと思いますので、マラソンというのにすぐ取りかかれるという人は一部だと思いますので、いろんな形のご自分に合った健康やスポーツなどを今後とも取り組んでいただけますように、今回のご質問を励みに、さらに広報とかホームページにも載せていきたいと思います。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） 済みません、無理に振ってしまいまして済みません。

そういった適度な運動がこれからの健康につながっていければなど。それが医療費の軽減にもつながっていけばいいのかなと思っております。

そこで、町民の方が参加しやすくなるような松島独自の参加拡大策というのは何かお考えはありますでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 町民、また町外からの参加いただく方に、どちらに対してもなんですけれども、マラソンを完走した後は多分体も疲れるだろうと。その体を、疲れをいやしてもらうためには、やっぱり松島温泉に入ってくださいなどの取り組みはできないかというのを考えてみたいと思います。これも我々だけでは考えられませんで、観光協会や松島温泉組合、きょうの朝、松島温泉組合の松島温泉開湯10周年のチラシのほう配らせていただきましたが、まだまだ歴史は浅く、町内の方も知っていただく機会を設けたいなというふうに思いますので、それらの取り組みを関係機関と行っていきたいと思います。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） ぜひそういう取り組みもしていただければと思います。町民の方をいかにふやしていくかということでもあると思うんですけれども、現在、松島ハーフマラソンへのエントリーがインターネット経由でしか受付していないということで、パソコンや携帯を使えない方はなかなかエントリー自体難しいのかなというの也有ります。町民が気軽に参加しやすくするために、町民の健康づくりのためにもエントリーを町民向けだけに紙による受付も行ってもいいのではないのかなという思い也有ります。これは答えなくていいです。それもあると思います。ぜひこれも検討していただきたいと思います。

また、参加拡大策としまして、協定を結んでいる自治体だったり、震災でお世話になった自治体などにお声がけするのも今後の交流策の1つなのかなというの也有ります。

昨日、大垣ではハーフマラソンも行われて、大分盛大に行われたというのがネットに載っておりました。この中で、ウォーキングの部なんかもあったりして、歩いてコースを回るような部もあったり、なかなかいい取り組みだなというの也有りました。歩くといったらちょっと飛躍、飛躍じゃないですけれども、宮城オルレも始まって、これはトレッキングなんですけれども、奥松島のコースにはもう2,200人の参加があるということで、開設初日には韓国の方も135人歩いたという話也有ります。松島のコースを設定するのもいいのかなと思うんですけれども、これ質問じゃないですよ、話で、そういうのも考えていただければなというの也有ります。

松島は、共催という形での協力はありますが、今後、町としてできることは何なのかを考え、よりよい大会にすることが町にとって観光振興や健康づくり、さらに教育までさまざまな面につながっていくのかなと思っております。

これ最後の質問になりますが、町長として松島ハーフマラソン大会の現在の位置づけとか重要性をどのようにお考えなのかと、今後、町としての協力どのようにお考えか、それをお聞かせお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町としての協力はということで、まず今議員が言われたように、町民の方々が多く参加できるような、何かそういうシステム、雰囲気づくり、それからもう1つは、先ほどもお話出ていましたけど、東日本大震災からもう7年と9カ月になりましたけど、震災派遣で来てくれている職員の方々もこれまで大分多く走っていただいている方がおられると。そういった方にはまた声かけて、現在いる方も走っているんですけれども、5キロだけ

じゃなくて、10キロ、ハーフというふうに走っていただければというふうに思います。

それから、やっぱり子供たちにこのマラソンというのをもう少し植えつけないといけないんだろうなと思います。来年決まっているのはまだ教育委員会に振っていませんけど、来年決まっていることで、青森から東京まで1,000キロ縦断リレーマラソンというの、これは決まっていますので、これは7月の29日から30日、30日から31日のどちらかのあれで、松島町に到着して、次の日松島町の役場から出発すると。こういったものに子供たちができるだけ多く参加してもらうようにちょっと取り組んでいきたいなと思います。というのは、そのころには、来年のそのころにはオリンピックの聖火がどういったところを走るんだというのも明確にわかってくると思っております。そういったことも踏まえて、今、2020年オリンピックもありますので、そういうブームにあやかるといわけじゃないんですが、そういったものも活用しながら、できるだけ参加者がふえるように努力していきたいと思います。

それから、あともう1つは、企業誘致なんかに実はハーフマラソンももっとこういったこともPRすればいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。というのは、実業団がやっているのがエレクトロンなので、そういった関係のほうからもちょっとバックアップしてもらって、やっていただければなと思いますので。ただ、エレクトロンの実業団の放送は、ここでいうと東北放送なんだね。ちょっとテレビ会社が違うんですが、それはそれとして、参加者については放送局関係ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） いろいろ聞いてきました。いろんな答弁ありがとうございました。伝統ある大会ですので、なかなか難しい面はありますが、町民の健康増進につながりますし、たくさんの参加者、応募者に対して松島のPRにもつながる場でもあります。そして、子供たちの夢や目標にこの大会が繋がれば、大変うれしく思います。将来、参加者が大幅にふえて、エントリーが抽選ということになれば、それこそ町のふるさと納税の返礼品としてエントリー優先できますよなんて、そんなおもしろいものもあるのかなという思いもあります。多くの町民が参加して、応援して、またさまざまな形で協力することが地域ぐるみの大会につながれば、私もうれしいです。スポーツ振興、観光振興、そして産業振興につながる大会になるよう、また、松島の名称がついている大会ですので、参加者がまた走りたい大会となるよう、ぜひ町としても積極的に協力していくことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。

一般質問は継続中ではございますが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。

一般質問は18日に延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

本日の会議を終わります。延会します。

再開は18日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時30分 散 会